

令和6年能登半島地震・奥能登豪雨で被災された皆さまへ

生活再建に向けた 支援ガイドブック

第2版



このガイドブックの内容は、令和7年2月1日
現在のものです。
今後、変更となる場合がありますのでご留
意ください。



石川県
能登町

目次

このガイドブックは、発行日時点の主な支援制度を取りまとめたものです。

今後、変更となる場合がありますのでご注意ください。

制度の詳細や活用方法は各担当へお問い合わせください。

〈り災証明判定〉○…該当 △…場合によって該当 ×…該当しない

① 住まいに関すること		掲載 ページ	り災証明判定			
			全壊	大規模半壊 中規模半壊 半壊	準半壊	一部損壊
1	り災証明の交付	2				
2	住宅の応急修理(災害救助法)	3	△	○	○	×
3	能登町住宅復旧支援補助金	4	×	×	○	○
4	賃貸型応急住宅(みなし仮設)の供与	5	○	○	△	△
5	被災者用仮住居の提供(県営住宅)	6				
6	住まい再建・賃貸入居支援事業	7	○	○	△	△
7	住まい再建・公営住宅入居支援事業	8	○	○	△	△
8	住まい再建・転居費用支援事業	9	○	○	△	△
9	生活家電の購入支援	10				
10	能登町定住住宅助成金	11				
11	宅内配管修繕工事の支援	12				
12	住宅の建替え・修理の支援	13				
13	住宅金融支援機構融資の返済方法の変更	14				
14	災害復興住宅融資(建設・購入・補修)	15	○	○	△	△
15	災害復興住宅融資(建設・購入・補修)＜高齢者向け返済特例＞	16	○	○	△	△
16	自宅再建利子助成事業	17	○	○	×	×
17	石川県住宅再建支援事業(二重ローン対策)	18				
18	能登町浄化槽等災害復旧事業補助金	19				
19	母子父子寡婦福祉資金	19				
20	公費または、費用の償還による被災家屋等の解体・撤去	20	○	○	×	×
	公費解体・自費解体の流れ	21				
21	被災宅地等復旧支援事業	22				
22	住宅耐震化促進事業	23				
	宅地の復旧、住宅の耐震化・傾斜修復等への支援【解説】	24				
23	土砂災害特別警戒区域内の被災住宅再建支援事業	25	○	○	×	×

② 生活資金に関すること		掲載 ページ	り災証明判定			
			全壊	大規模半壊 中規模半壊 半壊	準半壊	一部損壊
1	被災者生活再建支援制度	27	○	○	×	×
2	地域福祉推進支援臨時特例給付金	28	○	○	×	×
3	生活福祉資金制度による貸付(緊急小口資金貸付)	29				
4	福祉資金(住宅補償費・災害援護費)	30				

② 生活資金に関すること		掲 載 ページ
5	災害弔慰金・災害障害見舞金	31
6	石川県災害義援金(地震)	32
7	能登町被災者応援給付金・能登町災害義援金	33
8	石川県災害義援金(豪雨)・能登町災害義援金(豪雨)	34
9	母子父子寡婦福祉資金	35
10	災害等遺児すこやか資金	36
11	生活保護	36
12	雇用保険の失業等給付	37
13	国の教育ローン	37
14	高等学校等就学支援金(家計急変支援)	38
15	教育費負担軽減奨学金(家計急変支援)	38
16	石川県育英資金の貸与型奨学金(緊急採用)	38
17	被災生徒通学費給付金	39
18	大学生等を対象とする奨学金の緊急採用等	39

③ 税金・減税・免除等に関すること		掲 載 ページ
1	町税の減免措置等	41
2	県税の減免措置等	41
3	国税の減免措置等	42
4	児童福祉施設(保育所・認定こども園を除く)に係る入所者負担額の減免	43
5	社会福祉施設入所・通所に係る利用者負担額の減免	43
6	障害福祉サービス、補装具費及び地域生活支援事業の利用者負担額の減免措置等	43
7	障がい者の自立支援医療費の利用者負担額の減免措置(精神通院医療)	44
8	医療保険・介護保険の保険料(税)の減免及び窓口負担等の免除措置等	44
9	保育所・認定こども園の保育料の減免	45
10	放課後児童クラブの利用料の減免	45
11	児童扶養手当等の特例措置	45
12	県立高等学校授業料等減免措置	46
13	石川県育英資金返還猶予	46
14	私立高等学校授業料等減免措置	47
15	大学等授業料等減免措置	47
16	ハロートレーニング(公的職業訓練)	48
17	文化財補助金事業	48
18	パスポート手数料の免除	49

④ 事業者関係		掲 載 ページ
1	小規模事業者持続化補助金 <災害支援枠>	51
1-1	石川県小規模事業者事業継続支援補助金	51
1-2	能登町小規模事業者持続化補助金	52
2	石川県中小企業者持続化補助金 <災害支援枠>	52
2-1	能登町中小企業者持続化補助金	53
3	石川県なりわい再建支援補助金	53
3-1	能登町なりわい再建支援補助金	53
4	石川県営業再開支援補助金	54
4-1	能登町営業再開支援補助金	54
5	災害対策特別融資	55

⑤ 各種相談		掲 載 ページ
1	金沢弁護士会による無料電話相談(復興支援ダイヤル)	57
2	石川県司法書士会による無料電話相談	57
3	日本司法書士会連合会による無料電話相談	57
4	人権相談(法務局)	58
5	いしかわ性暴力被害者支援センター「パープルサポートいしかわ」	58
6	石川県配偶者暴力相談支援センター	59
7	石川県女性相談支援センター	59
8	児童に関する相談	59
9	外国人のための無料相談	60
10	能登町なんでも相談「カナリア」	60
11	「からだ」と「こころ」の健康相談	61
12	妊娠・出産・子育てに関する相談	61
13	消費生活相談	62
14	被災ペット相談	62
15	いしかわ就職・定住総合サポートセンター (ILAC)	63
16	労働相談	63
17	中小企業・小規模事業者の相談窓口	64

⑥ その他		掲 載 ページ
1	災害ボランティアの依頼	66
2	インターネット(ホームページ・SNS)による被災者支援情報の発信	66
	石川県庁における電話相談窓口一覧	67
	住まいの再建支援制度について(地震)	68
	住まいの再建支援制度について(豪雨)	69
	もらえるお金の目安	70



住まいに関すること

Housing

① 住まいに関すること

1 り災証明の交付

税務課
☎ 62-8518

内容

● り災証明書とは

災害により建物に被害が生じた場合、申請に基づき町が被害状況の確認のため現地調査等を行い、確認できた被害について被害の程度を証明するもので、被災者生活再建支援金の申請や建物の公費解体、保険金等の請求に必要となります。

● 被害認定基準について

今回の震災におけるり災証明書発行のための被害認定調査は、内閣府の指針に基づき建物の外観から判断できる部位だけで簡略に判断できる方法を用います。

認定基準においては、住家（あるいは非住家）のうち、主要な構成要素の経済的被害の占める割合（損害割合）によって6段階に分かれています。



詳細は、町ホームページをご覧ください↑

被害の程度	損害割合
全壊	50% 以上
大規模半壊	40% 以上 50% 未満
中規模半壊	30% 以上 40% 未満
半壊	20% 以上 30% 未満
準半壊	10% 以上 20% 未満
一部損壊	10% 未満

対象

- 今回の令和6年能登半島地震について、能登町では住家以外の建物（空き家、倉庫、工場、店舗等）もり災証明書の交付対象とします。

※住家以外においては、被災者生活再建支援金の対象とはなりません。

申請

● 申請書の受付場所

役場税務課

● 申請書類

- ・ り災証明書交付申請書
- ・ 位置図（住宅地図などの写し）

※位置図の添付・提示が困難であれば必須ではありません。可能であれば、被害の状況が確認できる写真等（あらかじめ撮影しておいてください）

※自己判定方式の場合は添付必須です。

● 自己判定方式によるり災証明書の発行について

住家への被害が10%未満であり、申請者が一部損壊という調査結果に同意できる場合、自己判定方式によるり災証明書の発行が受けられます。

この場合、申請者の方が撮影した被害状況の写真により、被害状況を判定するため、職員の現地調査を行わずに証明書を発行します。

● 申請期間

災害発生日から時間が経つとその災害によるものか判断が難しくなるため、お早めに申請をお願いします。

また、郵便・メールによる申請書提出、フォームによる申請も受付しています。

り災証明判定					
全 壊	大規模半壊	中規模半壊	半 壊	準半壊	一部損壊
△	○	○	○	○	×

地震・豪雨

① 住まいに関すること

2 住宅の応急修理(災害救助法)

復興住宅課
☎ 62-4704

内容

- 被災した住宅の日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する制度です。
- 応急修理は、住民が業者を選定し、住民からの申し込みに基づき町が業者に依頼し、実施します。
- 修理費用は、限度額までの範囲内で町が業者に直接支払いをします。
- 修理限度額(1世帯あたり)

令和6年能登半島地震

被害の程度	限度額
大規模半壊 中規模半壊・半壊	70万6千円
準半壊	34万3千円

令和6年奥能登豪雨

被害の程度	限度額
大規模半壊 中規模半壊・半壊	71万7千円
準半壊	34万8千円

※全壊の住家は、応急修理をすることにより居住が可能である場合
※り災証明書が「令和6年奥能登豪雨及び令和6年能登半島地震」の場合は「令和6年能登半島地震」の金額が適用されます。

対象

- 自らの資力では住宅を修理することができず、以下の要件を満たす方
- 災害により住宅が準半壊以上の被害を受けた方で、日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理することで、元の住家に引き続き住む方(空き家や店舗は対象外です)
- 修理箇所※詳細は要相談
屋根・壁・床・ドアなどの開口部 トイレ・上下水道配管など日常生活に不可欠な部分

申請

- 受付先：能登町役場2階 復興住宅課

●申請前の修理も対象になりますが、「修理箇所がわかる着工前中後の写真」が必要です。費用は町から修理業者に直接支払い、支払済のものは対象になりません。

【この制度で修理できる部分】

- 建物の基本的な部分(屋根、外壁、基礎、サッシなど)
- 日常生活に欠かせない部分(居間や寝室、台所、トイレ、浴室、廊下など)

●リフォーム工事、設備のグレードアップ、外構工事、軽微な修繕工事(クロスや張替えなど)は、原則対象外です。

地震・豪雨

り災証明判定					
全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
×	×	×	×	○	○

① 住まいに関すること

3 能登町住宅復旧支援補助金

復興住宅課
☎ 62-4704

内容

- 能登半島地震及び奥能登豪雨により「準半壊」、「一部損壊」の被害を受けた住家について修繕・リフォーム工事を行った場合にその費用の一部を補助します。

対象工事

- 被災した住家の屋根や壁、ドア等の開口部、風呂・トイレなどの衛生設備、上下水道の配管など、日常生活に必要不可欠な部分にかかる50万円以上の修繕・リフォーム工事

※準半壊の方は、災害救助法による住宅の応急修理で補助を受けた工事費を含めることができます。
※外構工事(土間コンクリート除く)、エアコンやテレビなどの家電製品等の修繕・購入などは対象外です。

対象世帯

- 以下の①～③の条件をすべて満たす者
- ①町内に居住し、住家の罹災証明書の被害区分が「準半壊」または「準半壊に至らない(一部損壊)」の世帯
- ②被災した住家において、上記の対象工事を行い、支払いが済んでいる

※修繕・リフォーム工事を2回以上行われた場合には、その合計額が50万円以上となれば、補助対象となります。

- ③石川県義援金(全住民一律5万円)の給付を受けている

補助額

- 準半壊世帯 : 上限30万円
- 一部損壊世帯: 定額15万円

必要書類

- ①修繕工事の内容を確認できる見積書及び領収書等の写し
- ②施工完了写真

申請

- 受付場所 (9時～16時)
能登町役場1階 里海ラウンジ
(支所・総合支所では受付できません)
- 申請期間 当面の間
- 補助金額算出の例

注意事項

- 非住家(納屋や蔵、別荘など)は補助の対象外です。
- 同一住宅(一戸)に2世帯以上が居住している場合でも、申請は原則一戸あたり1回までとなります。

	り災区分	工事費 ①	応急修理で補助を受けた工事費 ②	補助対象工事費 ①－②	補助金額
例1	準半壊	50万円	34万3千円	15万7千円	15万7千円
例2		70万円	34万3千円	35万7千円	30万円
例3	一部損壊	50万円	－	50万円	15万円

り災証明判定					
全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
○	○	○	○	△	△

豪雨のみ

① 住まいに関する事

4 賃貸型応急住宅(みなし仮設)の供与

復興住宅課
☎ 62-4704

内容

- 民間の賃貸アパートなどの入居費等を支援します。
- 入居可能期間は原則2年以内です。
- 家賃のほか、所定の範囲内で敷金・礼金等が支援対象
- 経費光熱水費・駐車場料金・自治会費等は入居者の自己負担

● 石川県内の住宅支援上限額【参考】

世帯の人数	金沢市・野々市市	その他市町
1人	6万円	6万円
2人	8万円	
3～4人	10万円	8万円
5人以上	12万円	11万円

対象

- 自らの資力では住宅を確保することができず、下記いずれかの要件を満たす者

① 次のいずれかに該当する方

- 住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住居がない者
- 半壊(大規模半壊、中規模半壊を含む)であって住み続けることが困難な程度の傷みや、避難指示の長期化により住宅としての利用ができず、自らの住宅に居住できない者
- 二次災害等により住宅が被害を受けるおそれがある、ライフライン(水道、電気、ガス、道路等)が途絶している、地すべり等により避難

指示等をうけているなど、長期にわたり自らの住居に居住できないと町長が認める者

- ② 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用しているもののうち、修理に要する期間が1か月を超えると見込まれるもの(応急修理制度を併用する場合は応急修理開始から6か月以内となり、修理完了後は速やかに退去する必要があります。)
- ③ その他、国と県の協議により、やむを得ず入居すべきと認められた者

申請先

- 能登町役場2階 復興住宅課

注意事項

令和6年能登半島地震による賃貸型応急住宅の申込は令和7年1月31日をもって終了しました。

その他お問い合わせ

- 石川県宅地建物取引業協会
..... ☎ 076-291-2255
- 全日本不動産石川県支部
..... ☎ 076-280-6223

地震・豪雨

① 住まいに関すること

5

被災者用仮住居の提供
(県営住宅)復興住宅課
☎ 62-4704

内容

- 被災者の生活再建のため、当面の入居先として、県営住宅を提供します。
- 家賃、敷金、駐車場使用料は不要で、共益費、自治会費、光熱水費等は入居者負担です。
- 入居可能期間は原則1年間です。

対象

- 令和6年能登半島地震または令和6年奥能登豪雨により、住宅に大きな被害を受けた方

その他お問い合わせ

- 石川県土木部建築住宅課 ☎ 076-225-1776
- 令和6年能登半島地震 募集期限：令和7年3月31日まで

り災証明判定					
全 壊	大規模半壊	中規模半壊	半 壊	準半壊	一部損壊
○	○	○	○	△	△

地震・豪雨

① 住まいに関する事

6 住まい再建・賃貸入居支援事業

復興住宅課
☎ 62-4704

内容

- 住居が被災したことにより、応急的な住まいでの生活を余儀なくされた方が、県内の住宅を賃貸する場合に必要な契約に伴う費用を支援します。
- 支援額 一律20万円

対象

- 次のいずれかに該当する方
 - ① 全壊、大規模半壊、中規模半壊または半壊の罹災証明書の交付を受けた者
 - ② 長期避難世帯
 - ③ 建設型応急住宅、賃貸型応急住宅、公営住宅(目的外使用)入居者で供与期間内に退去した者

【交付基準】

住居が被災したことにより、応急的な住まいでの生活を余儀なくされた者が、県内の住宅を賃貸する場合に必要な費用に対して、1世帯あたり1回に限り支援します。

注意事項

- 住まい再建・公営住宅入居支援事業との併給はできません。

り災証明判定					
全 壊	大規模半壊	中規模半壊	半 壊	準半壊	一部損壊
○	○	○	○	△	△

地震・豪雨

① 住まいに関すること

7 住まい再建・公営住宅入居支援事業

復興住宅課
☎ 62-4704

内 容

- 住居が被災したことにより、応急的な住まいでの生活を余儀なくされた方が、県内の公営住宅に入居する際に必要となる費用を支援します。
- 支援額 一律10万円

対 象

- 次のいずれかに該当する方
 - ① 全壊、大規模半壊、中規模半壊または半壊の罹災証明書の交付を受けた者
 - ② 長期避難世帯
 - ③ 建設型応急住宅、賃貸型応急住宅、公営住宅(目的外使用)入居者で供与期間内に退去した者

【交付基準】

住居が被災したことにより、応急的な住まいでの生活を余儀なくされた方が、県内の公営住宅に入居する際に必要となる費用に対して、1世帯あたり1回に限り支援します。

注 意 事 項

- 住まい再建・賃貸入居支援事業との併給はできません。

り災証明判定

全 壊	大規模半壊	中規模半壊	半 壊	準半壊	一部損壊
○	○	○	○	△	△

地震・豪雨

① 住まいに関する事

8 住まい再建・転居費用支援事業

復興住宅課
☎ 62-4704

内容

- 住居が被災したことにより、応急的な住まいでの生活を余儀なくされた方が、県内の住まいに組み替える場合の転居に要する費用を支援します。
- 支援額 一律10万円

対象

- 次のいずれかに該当する方
 - ① 全壊、大規模半壊、中規模半壊または半壊の罹災証明書の交付を受けた者
 - ② 長期避難世帯
 - ③ 建設型応急住宅、賃貸型応急住宅、公営住宅(目的外使用)入居者で供与期間内に退去した者

【交付基準】

- (1) 賃貸型応急住宅や公営住宅から建設型応急住宅への転居
- (2) 応急的な住まいから県内の恒久的な住まい(新築・購入・補修する住宅又は賃貸住宅もしくは公営住宅)への転居

① 住まいに関すること

9 生活家電の購入支援

復興住宅課
☎ 62-4704

内容

- 建設型応急住宅(エアコンは対象外)、みなし仮設(賃貸)住宅に入居する方に対し、洗濯機、冷蔵庫、テレビ、エアコンの購入に対する支援制度を設けています。

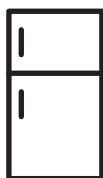
申請先

- 入居する住宅の所在地の担当窓口

対象



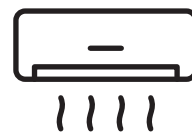
洗濯機



冷蔵庫



テレビ



エアコン

※その他の家電は対象になりません。

- 制度開始前の購入分であっても対象となりますが、必ず領収書等の証拠書類を保存してください。
- 対象家電の購入・設置分であること、金額、入居の契約者が購入したことが確認できる必要があります。

支援額(上限)

- 対象家電／洗濯機、冷蔵庫、テレビ
 - 家電1点につき6万円(消費税を含む)
 - 1戸あたり総額13万円
(送料・設置料・消費税を含む)
- ※超過分は自費となります。

- 対象家電／エアコン
 - 1戸あたり総額10万円
(送料・設置料・消費税を含む)
- ※超過分は自費となります。
※建設型応急住宅の入居の方は対象外です。

申請期限

- 令和6年能登半島地震の入居者：令和7年9月30日(火)まで

① 住まいに関すること

10 能登町定住住宅助成金

ふるさと振興課
☎ 62-8526

目的

- 能登町での暮らしを受け継ぐために、住宅取得にかかる費用の一部を助成します。

助成内容

- 新築住宅…最大300万円 ● 中古住宅…最大100万円（能登町ふるさと空き家情報登録物件に限る）

補助金額

- 「消費税抜き住宅取得価格×助成率」で算出
住宅取得のための土地取得費用、解体費用を含む（公費解体対応は対象外）
※「外構工事」や登記費用などの「手数料等」は対象外。

申請書類

- 定住住宅助成金認定申込書（様式第1号）
 - 他、助成率加算適用時に必要なもの
 - 世帯全員分のマイナンバーカード及び、世帯員のひまわりカード（1枚）
 - 民生委員や消防団等の地域貢献活動をされている方は委嘱状
 - ◎ 新築
 - 住民票（能登町民は省略）
 - 工事請負契約書（解体や整地などの別途工事依頼も同様）
 - 見積書（同上）
 - 建物平面図及び立面図
 - 土地売買契約書
 - ◎ 中古住宅
 - 住民票（能登町民は省略）
 - 売買契約書
- ※建物登記後に実績報告と助成金の請求手続きが必要です。

申請

- 受付先：能登町役場2階 ふるさと振興課

① 住まいに関すること

11 宅内配管修繕工事の支援

県生活環境部環境政策課
☎ 076-225-1463

掛かり増し経費の補助

- 能登町以外の工事業者が行う宅内配管修繕の掛かり増し経費に対する補助制度です。
- 遠隔地からの出張のため、移動に要するガソリン代や宿泊代等の費用(掛かり増し経費)を、直接石川県が工事業者に補助します。

※掛かり増し経費については、工事業者は住民の皆様に請求しないため、ご負担はありません。

掛かり増し経費の 補助対象工事業者

※指定給水装置工事事業者

宅内配管・排水管の修繕を行う能登町以外の工事業者

申請期限／令和7年4月末まで

電話番号／☎076-225-1463（県生活環境部環境政策課）

◎見積調査(見積提示)

- ① 人件費 13,200円／人
- ② 燃料費 最大(片道) 4,800円(※加賀市から能登町の場合)

◎修繕工事

- ① 人件費 13,200円／人
- ② 燃料費 最大(片道) 4,800円(※加賀市から能登町の場合)
- ③ 宿泊費 9,800円／日

① 住まいに関すること

12 住宅の建替え・修理の支援

県土木部建築住宅課
☎ 076-225-1463

工事業者の手配

- 被災した住まいの再建(建替え・修理)に関する相談・受付窓口を設置しています。希望に応じて工事業者を手配します。

相談・受付窓口

石川県木造住宅協会・石川県建設業協会 事務局内

電話番号／☎ 0120-123-688 (フリーダイヤル)

受付時間／9:00～17:00 (土日・祝日除く)

受付期間／令和7年3月31日(月)まで



申込用

<相談・受付窓口の内容>

住宅の建替え・修理(応急修理含む)の相談を受付します。

ご希望に応じて、協会が工事業者を手配します。

※窓口では、お名前、住所、ご連絡先、ご自宅や宅地の被害状況等をお伺いします。

数日後に見積りに伺う工事業者を選定してご連絡いたします。

掛かり増し経費の補助

- 能登町以外の工事業者が応急修理を行う場合は、遠隔地からの出張のため、移動に要するガソリン代や宿泊代等の費用(掛かり増し経費)を、直接石川県が工事業者に補助します。

※応急修理に関する部分が補助の対象です。

※別途、住宅の応急修理の手続きが必要です。

掛かり増し経費
の補助対象

石川県木造住宅協会、石川県建設業協会の会員

石川県建築組合連合会に所属する事業者

住まいの再建に協力できる補助対象事業者は、いしかわ21世紀

住まいづくり協議会のホームページに掲載しています。



いしかわ21世紀
住まいづくり協議会HP

◎見積調査(見積提示)

- ①人件費 14,300円/人
- ②燃料費 最大(片道) 4,800円
- (※加賀市から能登町の場合)

◎修繕工事

- ①人件費 14,300円/人
- ②燃料費 最大(片道) 4,800円
- (※加賀市から能登町の場合)
- ③宿泊費 9,800円/日

地震・豪雨

① 住まいに関すること

13

住宅金融支援機構融資の
返済方法の変更

住宅金融支援機構
お客さまコールセンター〔災害専用ダイヤル〕
☎ 0120-086-353

内容

- 被害を受けたご返済中の被災者(旧住宅金融公庫から融資を受けてご返済中の被災者を含む)に対し、返済方法を変更することにより被災者を支援するものです。
 - ①返済金の払込みの猶予:被災の程度に応じて、1～3年間
 - ②払込猶予期間中の金利の引下げ:被災の程度に応じて、0.5～1.5%の金利引下げ
 - ③返済期間の延長:被災の程度に応じて、1～3年間

※支援の内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、融資住宅等の復旧に要する自己資金額等を加味した「り災割合」に応じて決まります。詳しくはご返済中の金融機関にご相談ください。

詳細は、住宅金融支援機構
ホームページをご覧ください➡



対象

- 以下のいずれかに該当し、被災後の収入が機構で定める基準以下となる見込みの方が対象です。
 - ①融資住宅等が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方
 - ②債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した方
 - ③商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が被害を受けたため、著しく収入が減少した方

地震・豪雨

り災証明判定					
全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
○	○	○	○	△	△

① 住まいに関すること

14

災害復興住宅融資
(建設・購入・補修)

住宅金融支援機構
お客さまコールセンター〔災害専用ダイヤル〕
☎ 0120-086-353

内容

- 自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「り災証明書」を交付されている方が、ご自宅を建設、購入又は補修する場合に受けられる融資です。
- 融資金利(令和7年2月1日現在:金利は原則として毎月改定します)

利率(全期間固定金利)

年1.25%～1.69%(団体信用生命保険加入条件等による)

● 融資限度額

建設の場合	土地を取得する場合	5,500万円
	土地を取得しない場合	4,500万円
購入の場合		5,500万円
補修の場合		2,500万円

対象

- ご自分が居住するため又はり災した満60歳以上の親等が住むための住宅を建設、購入又は補修される方で、住宅が全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊した旨の「り災証明書」の発行を受けた方が対象です。

※補修に限り、準半壊又は一部損壊等の方も対象になります。

※定期的な収入がある子・孫等と一緒に申し込む親子リレー返済という返済方法もあります。

※借入額に係る利子の全部又は一部に対し、「自宅再建利子助成事業給付金」助成制度がございます。
(詳しくは石川県ホームページをご覧ください。)

詳細は、住宅金融支援機構
ホームページをご覧ください➡



住宅金融支援機構(住まい再建支援用) LINE公式アカウント
(相談会・金利情報のほか、返済額をシミュレーションすることができます。)



地震・豪雨

り災証明判定					
全 壊	大規模半壊	中規模半壊	半 壊	準半壊	一部損壊
○	○	○	○	△	△

① 住まいに関すること

15 災害復興住宅融資
(建設・購入・補修)
＜高齢者向け返済特例＞

住宅金融支援機構
お客さまコールセンター〔災害専用ダイヤル〕
☎ 0120-086-353

内容

- 満60歳以上の方を対象とした住宅再建のための融資です(リバースモーゲージ型住宅ローン)。毎月のお支払は利息のみで、通常の災害復興住宅融資(元利均等返済又は元金均等返済)と比べて月々のご負担を低く抑えられます。
 - 借入金の元金は、申込人(連帯債務者を含みます。)全員が亡くなられたときに、相続人の方から手元金による支払、融資住宅及び土地の売却等の方法により、一括してご返済いただきます。なお、融資住宅及び土地の売却代金等によりご返済いただいた場合は、債務が残ったときでも、残った債務について相続人の方が支払う必要はありません。
- ※ 定期的な収入がある子・孫等と一緒に申し込む親子リレー返済という返済方法により、通常の災害復興住宅融資(元利均等返済又は元金均等返済)を利用して返済期間を長期化することで毎月の返済額を抑えることができます。
- ※ 借入額に係る利子の全部又は一部に対し「自宅再建利子助成事業給付金」助成制度がございます。(詳しくは石川県ホームページをご覧ください。)

詳細は、住宅金融支援機構
ホームページをご覧ください➡



住宅金融支援機構(住まい再建
支援用) LINE公式アカウント
(相談会・金利情報のほか、返済
額をシミュレーションすることが
できます。)



り災証明判定					
全 壊	大規模半壊	中規模半壊	半 壊	準半壊	一部損壊
○	○	○	○	×	×

地震・豪雨

① 住まいに関する事

16 自宅再建利子助成事業

給付金コールセンター〔利子助成専用〕

☎ 076-225-1968

内容

- 住宅に一定の被害を受けた方等が、県内で居住する住宅を新築、購入又は補修するために、金融機関等から融資を受けた場合の借入額に係る利子の支払額の全部又は一部について助成します。
- 給付金額
借入額、利率及び実際の返済期間に基づき算定した利子相当額を交付決定後一括給付します。
(1世帯当たり1回限り、上限300万円)

対象

- 次の①～③のすべての項目に該当する方
※P28「地域福祉推進支援臨時特例給付金」の給付を受けている方は対象外。
 - ①次の4項のうち、いずれかに該当する方
 - ・り災証明書で全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の判定を受けた方
 - ・被災者生活再建支援法に基づき、住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯の方
 - ・被災者生活再建支援法に基づき、長期避難世帯として認定されている方
 - ・応急仮設住宅等(みなし仮設住宅含む)に入居していた方
 - ②住宅を再建し、その住宅に入居する日の属する年の前年の収入(所得)額が、次の収入(所得)要件を満たす世帯の方
 - ・世帯全員の収入が給与収入のみの場合:世帯収入合計額600万円以内
 - ・世帯員の収入に給与収入以外の収入がある場合:世帯所得合計額440万円以内
- ※世帯員の中に23歳未満の被扶養者がいる場合は上記の収入(所得)の制限無し
- ※障がい者、高齢者等がいる世帯の場合は上記の収入(所得)から控除あり
- ③被災された本人、又は本人の親族が住宅再建のために金融機関等から融資を受けていること

申請期限

- 令和6年3月28日までに住宅を再建し、その住宅に入居を完了した方:令和6年9月30日まで
- 令和6年3月29日以降に住宅を再建し、その住宅に入居する方:住宅を再建し、その住宅に入居した日から起算して6か月経過した日、又は令和9年1月31日のいずれか早い日

① 住まいに関すること

17 石川県住宅再建支援事業
(二重ローン対策)石川県生活再建支援課
☎ 076-225-1962

内容

- 令和6年能登半島地震により自ら居住していた住宅に被害を受け、被災住宅に係るローンを有する方が、新たな住宅ローンを組んで住宅を再建する場合の負担を軽減するため、既存の住宅ローンに係る利子相当額を支援します。
- 給付金額
最大50万円
※融資残高、利率と残返済期間に基づき元利均等返済の利子計算方法で算出します。

対象

- 次の①～④のすべての要件を満たす者。
 - ① お住まいだった住宅が被災し、発災以前から被災住宅に係る住宅ローンを有している
 - ② 県内での住宅再建のために300万円以上の新たな住宅ローンを契約
 - ③ 能登半島地震により被災した住宅に係る既存の住宅ローンが500万円以上
(新たな住宅ローンを契約した日の前月末時点)
 - ④ 前年の収入が1,000万円以下の者(課税所得金額が805万円以下)

① 住まいに関する事

18 能登町浄化槽等
災害復旧事業補助金建設水道課
☎ 62-8523

内容

- 地震・豪雨で被害を受けた個人設置型浄化槽(合併槽・単独槽)について修繕費用を補助します。

対象

- 対象区域は下水道および集落排水区域外の町内全域

【補助上限額】 10人槽まで 上限なし
11人槽以上 協議の上、補助金額を算定

※浄化槽修繕・設置にかかる配管や浄化槽撤去費を含みます。
※宅内配管については補助対象外です。
※個人で申請が難しい方は、業者による代理申請ができます。

① 住まいに関する事

19 母子父子寡婦福祉資金

能登北部保健福祉センター
☎ 0768-22-4149

内容

- 被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費の貸付を行います。

貸付限度額	200万円以内(通常の限度額150万円に、災害による場合50万円を加算)
-------	--------------------------------------

貸付利率	年1.0%(連帯保証人がいる場合は無利子)
------	-----------------------

- 転居のために必要な経費の貸付を行います。

貸付限度額	26万円以内
-------	--------

貸付利率	年1.0%(連帯保証人がいる場合は無利子)
------	-----------------------

対象

- 住宅が全壊・半壊、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・父子・寡婦世帯が対象です。

地震・豪雨

り災証明判定					
全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
○	○	○	○	×	×

① 住まいに関すること

20 公費または、費用の償還による被災家屋等の解体・撤去

住民課災害廃棄物対策室
☎ 62-8510

内容

- 被災家屋等が全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊した旨の「り災証明書」交付を受けた方を対象に公費または、費用の償還による被災家屋等の解体・撤去を行います。

公費解体制度

- 所有者の申請により、町が代わりに解体・撤去します。

◎申請期限……………令和7年4月30日(水)

自費解体制度

- 所有者自身で解体業者と契約し、解体・撤去した際、費用の全部または一部を償還します。

◎解体工事契約期限……………令和7年6月30日(月)

◎申請期限……………令和7年8月29日(金)

申請

- 受付先：能登町役場1階 里海ラウンジ

- 家屋の相続や手続きなど、公費解体の申請で困っている場合は、金沢弁護士会などが無料で電話相談に対応いたします。

●何でも無料電話相談(金沢弁護士会)

☎ 080-8995-9483

(平日) 10時～16時

●司法書士による無料電話相談

(へるぷねっといしかわダイヤル)

☎ 076-292-8133

(平日) 10時～16時

注意事項

- 被災家屋等の全部を解体・撤去する場合が対象となります。

ただし、住家(専用住宅や併用住宅)を居住のために使用する場合であって、構造上別棟等と判断できるときには、接続部分を所有者が自己資金で切り離しをしたうえで、被害が大きい棟のみの解体・撤去をすることができます。

- 解体・撤去するものは、倒壊のおそれがある又は壊れた家屋等で「り災証明書」が半壊以上のものとなり、それ以外の塀、樹木等は対象外となります。

制度の詳細や、必要な書類などは、
町ホームページをご覧ください➡



公費解体・自費解体の流れ

…申請者

…能登町(委託業者等)

公費解体

相談・申請

申請内容確認

決定通知書送付

現場立会・調査

解体工事

完了立会

解体証明書送付

固定資産税に関する申告書(提出先 税務課)

自費解体

業者選定・契約

建物の測量

解体工事

工事費支払

各種書類の受領

申請

申請内容確認・審査

現地確認

償還金額の算定

交付決定通知兼解体証明書送付

請求書の提出

償還金額の支払

① 住まいに関すること

21 被災宅地等復旧支援事業

復興住宅課
☎ 62-4704

内容

- 令和6年能登半島地震で被災した宅地・住宅の安全性を確保するため、所有者が実施する宅地の復旧に対して補助を行います。

●補助金額

所有者等が対象工事の施工に要した額(以下、対象工事費)から50万円を控除した額の5/6
※上限958.3万円

●交付の例

対象工事費	50万円	100万円	200万円	500万円	1,000万円	1,200万円
個人負担額	50万円	58.4万円	75万円	125万円	208.4万円	241.7万円
交付額	0円	41.6万円	125万円	375万円	791.6万円	958.3万円

対象

●対象者

令和6年能登半島地震発生時に住宅用地として利用されていた土地の所有者等(管理者又は占有者は、所有者の承諾を得たもの)

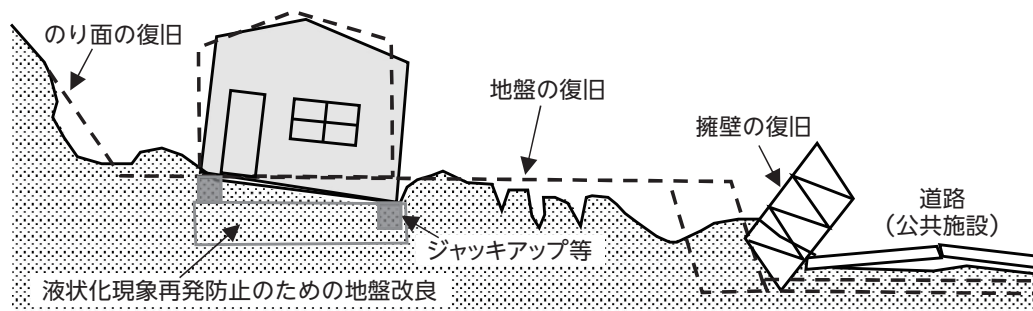
●対象宅地

・戸建住宅 ・アパート ・店舗や事務所の併用住宅(住宅部分が対象)

※対象外宅地 ・倉庫 ・納屋 ・店舗 ・事務所 ・空き家 ・工場 ・社宅等

●対象工事

- (1) のり面の復旧工事
- (2) 擁壁の復旧工事(旧擁壁の撤去、擁壁に関する排水施設設置工事)
- (3) 地盤の復旧工事(陥没への対応工事を含む)
- (4) 地盤改良工事(液状化が発生したと見られる区域において、液状化による再度災害を防止するために行う住宅建屋下の工事)
- (5) 住宅基礎の傾斜修復工事(住宅建屋の基礎の沈下又は傾斜を修復する工事)



事前相談および申請

- 受付先：能登町役場2階 復興住宅課

① 住まいに関すること

22 住宅耐震化促進事業

復興住宅課
☎ 62-4704

内容

- 被害を受けた住宅について地震による建築物の倒壊等の被害を軽減するため、住宅耐震化に要する費用(①耐震診断 ②耐震計画 ③耐震改修工事 ④建替え工事)の一部を支援します。

対象

●対象者

令和6年能登半島地震により被害を受けた住宅の所有者(所有する予定の者、所有者の親、配偶者又は子等を含む)又は居住者(居住する予定の者を含む。)

●対象住宅

次のいずれにも該当するもの

- (1) 町内に建つ住宅であること
- (2) 令和6年能登半島地震により被災し罹災証明(一部損壊以上)が発行された住宅であること
- (3) 居住している住宅又は事業の完了後速やかに居住する住宅であること

●対象事業

①耐震診断……耐震診断に要する費用の4分の3に相当する額(限度額9万円)

②耐震計画……耐震設計に要する費用(限度額20万円)

※耐震診断を行い評点が1.0未満の既存住宅に対して、評点1.0以上となる補強計画の作成が対象

③耐震改修工事…耐震工事に要する費用(限度額180万円)

※耐震診断により評点が1.0未満と判断された住宅に対して、1.0以上とする補強工事が対象

④建替え工事……除却前の住宅の延べ面積に22.5千円を乗じた額(限度額180万円)

※耐震診断による評価等が1.0未満と判断された住宅が対象、公費解体を実施した住宅を除く

※地震で被害を受けた住宅以外にも補助制度があります。

〔注〕傾斜修復は、「被災宅地等復旧支援事業」及び「住宅耐震化促進事業」の対象となっていますが、いずれかの補助を選択(両方の併用不可)

事前相談および申請

- 受付先：能登町役場2階 復興住宅課

宅地の復旧、住宅の耐震化・傾斜修復等への支援【解説】

内容

- 所有者が実施する被災宅地復旧や住宅の耐震化を支援する2つの制度があります。

宅地
(土地)

被災宅地等復旧支援事業

補助内容

擁壁、地盤、宅地のり面等の復旧、住宅の地盤改良、建物基礎の傾斜修復など

補助額

支援額:最大958.3万円
(支援対象工事費:上限1,200万円)

県 2/3	町 1/6	所有者 1/6	所有者 50万円
----------	----------	------------	-------------

※所有者への支援額は、応急修理などの少額工事相当額50万円(所有者負担)を控除した額に対して6分の5を乗じた額になります

住宅
(建物)

住宅耐震化促進事業

補助内容

地震で耐震性が低下した住宅の耐震改修、建物基礎の傾斜修復

補助額

定額補助:最大180万円

国 60万円	県 60万円	町 60万円
-----------	-----------	-----------

※耐震診断により耐震性がない住宅が対象

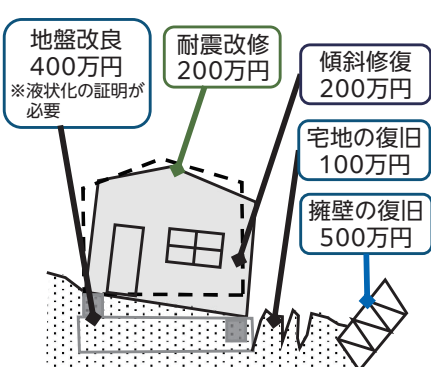
●別に耐震診断(上限9万円)、耐震計画(上限20万円)の補助有り

〔注〕傾斜修復の場合は、「被災宅地等復旧支援事業」及び「住宅耐震化促進事業」の対象となっていますが、いずれかの制度を選択(両方の併用不可)することになります

宅地復旧・住宅の傾斜修復への支援のモデルケース

事例 1

宅地の復旧と住宅の耐震化を行う場合
(傾斜修復はいずれかの補助を選択可)

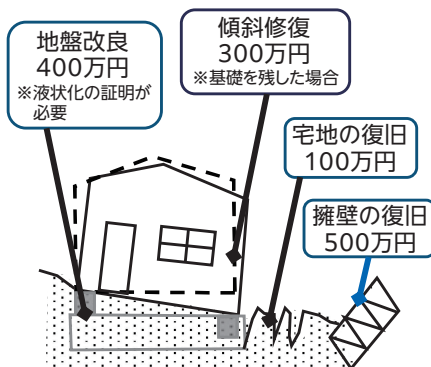


対象事業費：1,400万円の場合

補助額	宅地復旧：958.3万円
	耐震改修：180.0万円
	計：1,138.3万円

事例 2

住宅が全壊し、住宅再建とあわせて
宅地復旧を行う場合
(耐震改修は実施しない)

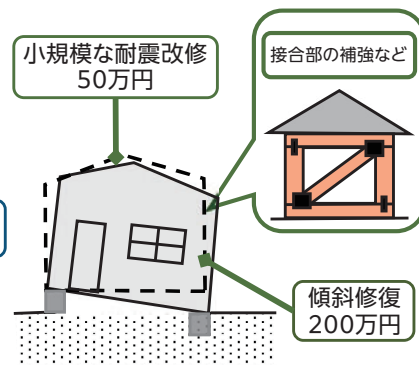


対象事業費：1,300万円の場合

補助額	宅地復旧：958.3万円
	—
	計：958.3万円

事例 3

小規模な耐震改修にあわせ
傾斜修復を行う場合



対象事業費：250万円の場合

補助額	—
	耐震改修：180.0万円
	計：180.0万円

地震・豪雨

り災証明判定					
全 壊	大規模半壊	中規模半壊	半 壊	準半壊	一部損壊
○	○	○	○	×	×

① 住まいに関すること

23

土砂災害特別警戒区域内の
被災住宅再建支援事業復興住宅課
☎ 62-4704

内容

- 土砂災害特別警戒区域内において、能登半島地震による住宅被害で再建(移転・建替)が必要となった方に対し、早期再建と負担軽減を図るため、住宅の移転に要する費用や現地建替えに要する費用の一部を支援します。
- 交付上限額
 - (1) 住宅移転費支援事業 300万円
 - (2) 住宅補強費支援事業 150万円(対象経費に1/2を乗じた額)

対象

- 対象者

以下の要件を全て満たす、地震による住宅被害で再建(移転・建替)が必要となった方

 - ・土砂災害特別警戒区域内に、区域指定前から居住している者
 - ・住宅が「半壊以上」の判定を受け、被災者生活再建支援制度の対象となった者
- 対象経費
 - (1) 住宅移転費支援事業: レッドゾーン(特別警戒区域)・イエローゾーン(警戒区域)以外への移転に要する費用
 - ①住宅除却費(危険住宅の除却、動産の移転経費等)
 - ②移転経費(建築確認等手続費用、賃貸住宅の賃貸費(1年間)等)
 - ③住宅建設・購入費等(住宅建設・購入費、土地購入費、空き家等の改修費)

※要件: 被災住宅を除却し、移転先が石川県内であること
 - (2) 住宅補強費支援事業: レッドゾーン(特別警戒区域)での建替(部分建替を含む)時に必要な費用
 - ①工事費用: 建築基準法に規定された住宅補強工事に要する費用
 - ②設計費用: 住宅補強工事のための設計に要する費用

※要件: 移転が困難な被災者であること

事前相談および申請

- 受付先: 能登町役場2階 復興住宅課



2

生活資金に関すること

Living Funds

地震・豪雨

り災証明判定					
全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
○	○	○	○	×	×

② 生活資金に関すること

1 被災者生活再建支援制度

住民課
☎ 62-8510

内容

- 居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。
- 支給額は、下記の2つの支援金の合計額になります。
 - ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)
 - ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)
 (世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になります。)

支援制度		り災証明書の判定			
		全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊
基礎支援金		100万円	50万円	-	-
加算支援金	建設・購入	200万円	200万円	100万円	100万円
	補修	100万円	100万円	50万円	50万円
	賃貸住宅	50万円	50万円	25万円	25万円

※支援する支援金の上限は、合計300万円です。(全壊の場合)

※居住する住宅が、半壊以上または敷地に被害が生じたことで、止むを得ず住宅を全て解体した場合、また被災者生活再建支援法に基づき、長期避難世帯として認定された場合も、全壊と同様の支援が受給できます。

支援金を受給した後に、下記に該当する場合は再申請が必要です。

- 居住する住宅のり災証明書の判定が変更となった場合
- 半壊以上または敷地に被害が生じたことで、止むを得ず住宅を全て解体した場合(全壊同様)



支援金の差額分を支給

※詳しくは、能登町ホームページ「被災者生活再建支援金申請受付の開始について」を参照してください。

申請

● 受付先：能登町役場1階 住民課

● 申請期限

【地震被害の申請】

- 基礎支援金：令和8年2月2日まで
- 加算支援金：令和9年2月1日まで

【豪雨被害の申請】

- 基礎支援金：令和7年10月20日まで
- 加算支援金：令和9年10月20日まで

地震のみ

り災証明判定					
全 壊	大規模半壊	中規模半壊	半 壊	準半壊	一部損壊
○	○	○	○	×	×

② 生活資金に関すること

2 地域福祉推進支援臨時特例給付金

地域福祉推進支援臨時
特例給付金運営事務局
☎ 076-225-1956

内容

● 支援内容(1世帯につき)

支援内容		給付金額
住 宅 再 建	建設・購入・補修	最大 200万円
	賃 借	最大 100万円
家 財		50万円
自 動 車		50万円

※自動車給付金:地震前から所有している自家用車を、地震後に廃車(永久抹消)したことが証明できる場合に限りです。

※住宅再建給付金:6市町以外に住宅を再建した場合は対象外となります。

対象

住宅に半壊以上の被害が生じている世帯、もしくは被災者生活再建支援法に基づく敷地被害解体世帯や長期避難世帯のうち、次の①～⑧いずれかの要件を満たす世帯

※P17「石川県自宅再建利子助成事業」の給付を受けている方は対象外。

● 高齢者や障害者のいる世帯

- ① 申請日時点において、65歳以上の高齢者のいる世帯
- ② 障害者手帳の交付を受けている者がいる世帯、または障害福祉サービスを利用している者がいる世帯

● 資金の借入や返済が容易でないと見込まれる世帯

- ③ 児童扶養手当受給世帯
- ④ 住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯
(災害減免により住民税が全額免除になる者がいる世帯を含む)
- ⑤ 令和6年能登半島地震の影響を受けて離職・廃業した人がいる世帯
- ⑥ 一定のローン残高がある世帯
- ⑦ 住宅再建に係る資金の借入入れが受けられない世帯
- ⑧ 家計急変世帯(令和6年能登半島地震の影響を受けて家計が急変し、④の世帯と同様の事情にあると認められる世帯)

詳細は、県ホームページを
ご覧ください➡



地震・豪雨

② 生活資金に関すること

3

生活福祉資金制度による貸付
(緊急小口資金貸付)※特例措置あり能登町社会福祉協議会
☎ 72-2322

内容

被災により当座の生活費を必要とする世帯に貸付を行う。

- 限度額 一世帯10万円(状況により20万円)
- 貸付利子 無利子(償還期限後、延滞利子あり)
- 期間 据置期間1年以内
償還期間2年以内

※次に掲げる特に必要と認められる場合には、20万円以内とする。

- ①世帯員の中に死亡者がいるとき
 - ②世帯員に要介護者がいるとき
 - ③世帯員が4人以上いるとき
 - ④前各号に掲げるもののほか、重傷者・妊産婦・学齢児童がいる世帯等で特に県社会福祉協議会理事長が認めるとき
 - このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。
- 詳しくは、県社会福祉協議会または能登町社会福祉協議会にご相談ください。

対象

- 令和6年能登半島地震により当座の生活費を必要とする世帯(低所得世帯に限らない)

詳細は、能登町社会福祉協議会
ホームページをご覧ください➡



お問い合わせ

- 石川県社会福祉協議会 ☎ 076-208-3503

② 生活資金に関すること

4 福祉資金（住宅補償費・災害援護費）

能登町社会福祉協議会
☎ 72-2322

内容

- 住宅の補修費用や破損した家具・家電購入費用を貸付
- 貸付条件

資金種類	住宅補修費	災害援護費
貸付上限額	250万円	150万円
資金使途	住宅の補修・修理費用 (屋根・壁・窓ガラス等)	・破損故障した家具 ・家電の購入・修理費用 ・新住居への転居費用
据置期間 (返済を猶予する期間)	貸付の日から2年以内	
償還(返済)期間	据置期間終了後20年以内	
貸付利子	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5%	
延滞利子	償還期限後の残元金に対し、年3.0%	
連帯保証人	原則必要。ただし連帯保証人なしでも申し込みは可	

対象

- ①令和6年能登半島地震により被災した方
 - ②低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯のいずれかに該当する方
- ※各世帯ごとに所得制限がありますので、申し込みの際にご確認ください。
以上2つの要件を満たす方

詳細は、能登町社会福祉協議会
ホームページをご覧ください➡



② 生活資金に関すること

5 災害弔慰金・災害障害見舞金

危機管理室
☎ 62-8533

内容

- この度の災害により亡くなられた方のご遺族に弔慰金を支給します。津波や建物の倒壊などにより直接死亡していない場合でも、災害に起因すると判断されれば、いわゆる「災害関連死」として災害弔慰金が支給されます。また、重度の障害を受けた方に「災害障害見舞金」を支給します。

	支給対象	支給条件	
災害弔慰金	令和6年能登半島地震、令和6年奥能登豪雨により死亡された方の遺族 ※配偶者・子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹（同居又は生計同一のみ）	（死亡された方が） 生計維持者	500万円
		（死亡された方が） その他の方	250万円
災害見舞金	令和6年能登半島地震、令和6年奥能登豪雨により重度の障害を受けた方 （両目失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）	生計維持者	250万円
		その他の方	125万円

詳細は、町ホームページを
ご覧ください➡



② 生活資金に関すること

6 石川県災害義援金(地震)

危機管理室
☎ 62-8533

配分対象・配分金額

被害区分		第一次配分	第二次配分	第三次配分	第四次配分	合計
人的	死者	20万円/人	80万円/人	80万円/人	-	180万円/人
	障害見舞金受給者	-	-	-	90万円/人	90万円/人
	重傷者	10万円/人	-	-	-	10万円/人
住家 ※非住家は対象外	全壊	20万円/世帯	80万円/世帯	80万円/世帯	-	180万円/世帯
	大規模半壊	15万円/世帯	60万円/世帯	60万円/世帯	-	135万円/世帯
	中規模半壊	10万円/世帯	40万円/世帯	40万円/世帯	-	90万円/世帯
	半壊	5万円/世帯	20万円/世帯	20万円/世帯	-	45万円/世帯
	準半壊	-	10万円/世帯	25万円/世帯	-	35万円/世帯
	一部損壊	-	3万円/世帯	7万円/世帯	-	10万円/世帯
6市町全住民		5万円/人	-	-	-	5万円/人

申請方法

●窓口での申請

能登町役場3階 総務課

※総合支所・支所でも申請受け付けております。

●郵送での申請

申請書に必要事項を記入し、郵送してください。

※申請書は役場窓口に備え付けております。

●インターネットでの申請

右の申込フォームから申請してください。

※オンライン申請は、「住家被害」かつ「世帯主本人の申請、口座名義の場合」に限ります。該当しない場合は窓口での申請をお願いいたします。

申込フォーム
(地震)➡

必要書類

- 罹災証明書の写し(地震のもの)
- 通帳、キャッシュカードの写し
- 印鑑(代理申請の場合)

該当する
方のみ➡

世帯主名義の水道、電気等の料金明細・家屋の賃貸契約書等
 ※被害を受けた住家に住民登録がない方
 6市町全住民5万円の場合、給付対象者全員の身分証明書の写し

「人的被害・住家被害」の申請と「6市町全住民5万円」の申請は別です。

該当する方は必ず両方の申請をお願いいたします。

また、一次・二次配分の申請を行った方は、三次配分以降の申請は不要です。ただし、再調査で被害区分が変わった場合は再度申請が必要です。

② 生活資金に関すること

7

能登町被災者応援給付金・
能登町災害義援金(地震)危機管理室
☎ 62-8533

内容

●能登町被災者応援給付金(地震)

町民のみなさまに 1人あたり **3万円** の給付金を支給します。

●配分方法

「6市町全住民一律5万円(義援金特別給付分)」に指定した口座と同じ口座へ振込みます。

新たな申請は不要です。義援金特別給付分が振り込まれた方から、順次お振込みいたします。

●能登町災害義援金(地震)

町民のみなさまに 1人あたり **3万円** の義援金を支給します。全国から当町に寄せられた**義援金4億7,946万3,062円(令和6年6月末時点)**を町民のみなさまに配分いたします。

●配分対象

令和6年能登半島地震災害により、被害を受けられた全町民

※原則として、令和6年1月1日の基準日に住民基本台帳に記録されている方

●配分方法

「6市町全住民一律5万円(義援金特別給付分)」に指定した口座と同じ口座へ振込みます。

新たな申請は不要です。義援金特別給付分が振り込まれた方から、順次お振込みいたします。

② 生活資金に関すること

8

石川県災害義援金(豪雨)・
能登町災害義援金(豪雨)危機管理室
☎ 62-8533

配分対象・配分金額

被害区分		配分金額		
		石川県	能登町	合計
人的	死者	180万円/人	50万円/人	230万円/人
	障害見舞金受給者	90万円/人	25万円/人	115万円/人
	重傷者	10万円/人	10万円/人	20万円/人
住家 ※非住家は対象外	全壊	180万円/世帯	50万円/世帯	230万円/世帯
	大規模半壊	135万円/世帯	35万円/世帯	170万円/世帯
	中規模半壊	90万円/世帯	25万円/世帯	115万円/世帯
	半壊	45万円/世帯	15万円/世帯	60万円/世帯
	準半壊	35万円/世帯	10万円/世帯	45万円/世帯
	一部 損壊	床上浸水	10万円/世帯	20万円/世帯
		床下浸水・その他	5万円/世帯	10万円/世帯

申請方法

●窓口での申請

能登町役場3階 総務課

※総合支所・支所でも申請受け付けております。

●郵送での申請

申請書に必要事項を記入し、郵送してください。

※申請書は役場窓口に備え付けております。

●インターネットでの申請

右の申込フォームから申請してください。

※オンライン申請は、「住家被害」かつ「世帯主本人の申請、口座名義の場合」に限ります。該当しない場合は窓口での申請をお願いいたします。

申込フォーム
(豪雨)→

必要書類

- 罹災証明書の写し(豪雨のもの)
- 通帳、キャッシュカードの写し
- 印鑑(代理申請の場合)

該当する
方のみ→世帯主名義の水道、電気等の料金明細・家屋の賃貸契約書等
※被害を受けた住家に住民登録がない方

② 生活資金に関すること

9 母子父子寡婦福祉資金

能登北部保健福祉センター
☎ 0768-22-4149

内容

- 母子父子寡婦福祉資金とは、母子家庭や父子家庭、寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費の貸付を行うものです。
- 災害により被災した母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の方に、償還金の支払猶予などの特別措置を行います。

対象

- **母子福祉資金**(以下のいずれかに該当する方が対象です。)
 - ① 母子家庭の母(配偶者のない女子で現に児童を扶養している方)
 - ② 母子・父子福祉団体(法人)
 - ③ 父母のいない児童(20歳未満)
- **父子福祉資金**(以下のいずれかに該当する方が対象です。)
 - ① 父子家庭の父(配偶者のない男子で現に児童を扶養している方)
 - ② 母子・父子福祉団体(法人)
 - ③ 父母のいない児童(20歳未満)
- **寡婦福祉資金**(以下のいずれかに該当する方が対象です。)
 - ① 寡婦(かつて母子家庭の母であった方)
 - ② 40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の方

② 生活資金に関すること

10 災害等遺児すこやか資金

能登北部保健福祉センター
☎ 0768-22-4149

内容

- 交通災害等による遺児を養育する方に対し、一時金を支給するものです。
 - 遺児1人につき、5万円を支給します。
 - 留意事項(石川県内に居住する遺児と生計を一にする父母等)
 - 遺児…中学生以下のお子さんと、生計を一にする父若しくは母又は父及び母以外の扶養者を交通災害等で失った方
 - 交通災害等…地震や水害等の天災、交通事故、労働災害
- なお、申請期限が遺児となって1年以内となっておりますので、ご注意ください。

② 生活資金に関すること

11 生活保護

能登北部保健福祉センター
☎ 0768-22-4149

内容

- 生活に困窮している方に、最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行うものです。
- 生活保護は、資産、能力等あらゆるものを活用することを前提として必要な保護が行われます。また、扶養義務者による扶養は保護に優先されます。
- 必要な生活費は、年齢、世帯の人数等により定められており(最低生活費)、最低生活費以下の収入の場合に生活保護を受給できます。なお、保護の基準は、厚生労働大臣が設定します。

対象

- 資産や能力等すべてを活用した上でも生活に困窮する方が対象です。

② 生活資金に関すること

12 雇用保険の失業等給付

職業安定部職業対策課
☎ 076-265-4428

内容

- 労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合等に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付を一定の要件を満たした方に支給します。
- 災害により雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な離職又は休業を余儀なくされた方に雇用保険の基本手当を支給する特例措置を実施します。

対象

- 激甚災害法の指定地域内の事業所が災害により事業を休止・廃止した場合に休業手当が支払われない方については、実際に離職していなくとも基本手当を受給できます。
- 激甚災害法の指定地域及びその隣接する地域内の事業所が災害により事業を休止・廃止したために一時的に離職した方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても基本手当を受給できます。

② 生活資金に関すること

13 国の教育ローン

株式会社日本政策金融公庫
教育ローンコールセンター
☎ 0570-008656

内容

- 入学資金・在学資金等の教育資金を融資するものです。
- 貸付限度額等は次のとおりです。

貸付限度額	学生・生徒1人あたり350万円以内
対象経費	学校納付金、受験にかかった費用、教科書代、定期代、下宿代等
保証人等	(公財)教育資金融資保証基金または連帯保証人(学生・生徒の4親等以内の親族(学生・生徒の配偶者は除く)に限る)が必要

※金利については株式会社日本政策金融公庫にご確認ください。

※世帯の年収(所得)に関する上限額の設定(所得制限)があります。

② 生活資金に関すること

14 高等学校等就学支援金
(家計急変支援)県教育委員会事務局庶務課
☎ 076-225-1817

内容

- 被災により就労が困難となる等、従前得ていた収入を得ることができない場合に、高校の授業料を支援します。(実質的に授業料が無償になります。)

対象

- 被災により、世帯年収が概ね590万円未満相当に減少した世帯

② 生活資金に関すること

15 教育費負担軽減奨学金
(家計急変支援)県教育委員会事務局庶務課
☎ 076-225-1817

内容

- 被災により就労が困難となる等、従前得ていた収入を得ることができない場合に、高校等の授業料以外の教育費負担を軽減するため、返済不要の奨学金を給付します。
- 全日制高校: 122,100 ~ 143,700円/年を月割して支給
- 通信制・専攻科: 50,500円/年を月割りして支給
- 上記の他、制服を再度購入する必要がある場合: 64,800円を支給

対象

- 被災により、住民税所得割が非課税(0円)相当に減少した世帯

② 生活資金に関すること

16 石川県育英資金の貸与型奨学金
(緊急採用)県教育委員会事務局庶務課
☎ 076-225-1816

内容

- 災害等により家計が急変した生徒・学生に対し、緊急採用奨学金の貸与を実施します。
- 貸与額: 公立高校 自宅通学 18,000円/月、自宅外通学 23,000円/月
: 私立高校 自宅通学 30,000円/月、自宅外通学 35,000円/月 など

対象

- 災害等により世帯の家計の収入・支出が著しく急変した生徒・学生

② 生活資金に関すること

17 被災生徒通学費給付金

県教育委員会事務局庶務課
☎ 076-225-1816

内容

- 学校や通学路、自宅の損壊等により、通学の方法を変更された生徒に対して、定期券の購入費等の通学費を給付します。

対象

- 被災により、通学の方法を変更し新たに通学費が発生した生徒
(例1: 学校が損壊し、通学先が変更となった)
(例2: 自宅が損壊し、避難先から通学することになった)

お問い合わせ

- 町立学校については、町教育委員会
- 県立学校については、通学されている各学校

② 生活資金に関すること

18 大学生等を対象とする
奨学金の緊急採用等

独立行政法人 日本学生支援機構
(JASSO)
☎ 03-6743-6011

内容

- 災害等により家計が急変した学生・生徒に対する給付型奨学金・貸与型奨学金の採用、災害等により奨学金の返還が困難となった方への減額返還・返還期限の猶予、居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた学生・生徒に対する支援金の支給を行います。

※ 申込期限は、家計急変事由の発生が通学前の場合は進学後3か月以内、進学後の場合は事由発生から12か月以内となっています。

※ 具体的な基準や減免額などは、JASSO又は学校にお問い合わせください。

対象

- 大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校(専門課程)の学生・生徒



3

税金・減免・免除等に関すること

General Taxes

③ 税金・減免・免除等に関すること

1 町税の減免措置等

税務課
☎ 62-8518

内容

● 税の減免

災害により被害を受けられた場合、被災納税者の町税（個人住民税、固定資産税など）について、減免を受けられる場合があります。

● 納税の猶予

災害により被害を受け、一時的に納付することが困難な場合は、申請により被災納税者の町税について、納税の猶予を受けることができます。

● 申告・納付などの期限の延長

災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできない方は、申告期限又は納付期限が延長されます。これには、町が告示を行い一律に期限が延長されている場合と町への申請により延長が認められる場合があります。

対象

- 災害によりその財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方

③ 税金・減免・免除等に関すること

2 県税の減免措置等

県奥能登総合事務所
☎ 0768-26-2304

内容

● 税の減免

災害により被害を受けられた場合、被災納税者の県税（自動車税（種別割・環境性能割）、不動産取得税、個人事業税）について、減免を受けられる場合があります。

● 納税の猶予

災害により被害を受け、一時的に納付することが困難な場合は、申請により被災納税者の県税について、納税の猶予を受けることができます。

● 申告、納付などの期限の延長

災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできない場合、申請により災害がやんだ日から2か月以内に限り申告期限又は納期限が延長されます。ただし石川県・富山県に住所や主たる事務所又は事業所をお持ちの方で、令和6年1月1日以降に期限が到来するものについては地域指定により自動的に期限が延長されていますので申請は不要です。期限をいつまで延長するかについては、今後、被災者や災害復旧の状況等も考慮して、後日改めて告示で定めます。

対象

- 災害によりその財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方

③ 税金・減免・免除等に関すること

3 国税の減免措置等

輪島税務署

☎ 0768-22-2241

内容

●申告などの期限の延長

災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできない場合、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。これには、国税庁長官が申告・納付などの期限を延長する地域と期日を定めて告示することで、その告示の期日まで申告・納付などの期限が延長される場合(地域指定)と、所轄税務署長に申告・納付などの期限の延長を申請し、その承認を受けることにより延長される場合(個別指定)とがあります。

石川県及び富山県に納税地を有する方については、国税庁告示により、令和6年1月1日以降に到来する全ての申告・納付等の期限が、自動的に延長されています。

期限をいつまで延長するかについては、後日改めて告示で定めます。

●納税の猶予

災害などにより被害を受けた場合、税務署長に申請をすることにより、納税の猶予を受けることができます。

●予定納税の減額

所得税の予定納税をされる方が災害により損失を受けた場合、税務署長に申請をすることにより、災害が発生した後に納期限の到来する予定納税について、減額を受けることができます。

●給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予など

災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、給与所得者が税務署長に申請(一定のものについてはその支払者を経由して税務署長に申請)をすることにより所得金額の見積額に応じて源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。

●所得税の軽減

災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、確定申告で、①所得税法に定める雑損控除の方法、②災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。

対象

●申告などの期限の延長については、災害によりその期限までに申告、納付などをすることができないと認められる方。

●納税の猶予については、納税者(源泉徴収義務者を含みます)で災害により全積極財産の概ね1/5以上の損失を受けた方又は災害などにより被害を受けたことに基づき国税を一時に納付することができないと認められる方など一定の要件を満たす方。

●予定納税の減額については、所得税の予定納税をされる方で災害により損失を受け、その年の税額が前年より減少することが見込まれる方。

●給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予については、災害による住宅や家財の損害額がその住宅や家財の価額の1/2以上で、かつ、その年分の所得金額の見積額が1,000万円以下である方など

●雑損控除については、災害により生活に通常必要な資産に損害を受けた方、災害に関連してやむを得ない支出(災害関連支出)をした方。また、所得税についての災害減免法に定める税金の軽減免除については、損害額が住宅や家財の価額の1/2以上で、被害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方

地震・豪雨

③ 税金・減免・免除等に関する事

4 児童福祉施設(保育所・認定こども園を除く)に係る入所者負担額の減免

内容

- 児童養護施設、乳児院等の児童福祉施設(保育所を除く)の入所者負担額の減免が講じられることがあります。

お問い合わせ

- 能登北部保健福祉センター ☎ 0768-22-4149

地震・豪雨

③ 税金・減免・免除等に関する事

5 社会福祉施設入所・通所に係る利用者負担額の減免

内容

- 障害者支援施設、介護保険施設等の社会福祉施設の利用者負担額の減免が講じられることがあります。

お問い合わせ

- 障害者支援施設、介護保険施設については.....健康福祉課 ☎ 62-8515
- 軽費老人ホーム(A型、ケアハウス)については、各施設へお問い合わせください。

地震・豪雨

③ 税金・減免・免除等に関する事

6 障害福祉サービス、補装具費及び地域生活支援事業の利用者負担額の減免措置等

内容

- 災害等による収入の減少などの特別な理由により、障害福祉サービス(介護給付費、訓練給付費)、補装具費等に要する費用の利用者負担額の猶予・減免措置が講じられることがあります。

お問い合わせ

- 健康福祉課 ☎ 62-8515

地震・豪雨

③ 税金・減免・免除等に関すること

7 障がい者の自立支援医療費の利用者負担額の減免措置(精神通院医療)

内容

- 災害等による収入の減少などの特別な理由により、自立支援医療費(精神通院医療)の負担額が免除されることがあります。

お問い合わせ

- 石川県障害保健福祉課…………… ☎ 076-225-1427

地震・豪雨

③ 税金・減免・免除等に関すること

8 医療保険・介護保険の保険料(税)の減免及び窓口負担等の免除措置等

内容

- 医療保険・介護保険の保険料(税)の減免及び窓口負担等の免除措置等が講じられます。

国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険料(税)減免及び窓口負担の免除・支払猶予

国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険料(税)について減免・支払猶予措置や、窓口負担について免除・支払猶予措置が講じられる場合があります。

介護保険料減免及び介護サービス利用料の免除

介護保険料について減免や、介護サービス利用料について免除が講じられる場合があります。

対象

- 災害による住家の全半壊や主たる生計維持者の収入の減少などの特別な理由により、保険料(税)・窓口負担等の支払いが困難と認められる方
- 保険者によって取扱いが異なりますので、ご加入の医療保険制度保険者や県にご確認ください。

お問い合わせ

- 健康保険組合、全国健康保険協会、健康福祉課(国民健康保険・介護保険)、国保組合、共済組合などご加入の各医療保険者・介護保険者の窓口
- 後期高齢者医療制度は、健康福祉課又は石川県後期高齢者医療広域連合の窓口

③ 税金・減免・免除等に関すること

9 保育所・認定こども園の
保育料の減免健康福祉課
☎ 62-8513

内容

- 保育所等の保育料の減免が講じられることがあります。

対象

- 災害による被害を受け、保育料を負担することが困難であると認められる保護者

③ 税金・減免・免除等に関すること

10 放課後児童クラブの利用料の
減免健康福祉課
☎ 62-8513

内容

- 放課後児童クラブの利用料の減免が講じられることがあります。

対象

- 災害による被害を受け、利用料を負担することが困難であると認められる保護者

③ 税金・減免・免除等に関すること

11 児童扶養手当等の特例措置

健康福祉課
☎ 62-8513

内容

- 被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を講じます。
- 災害により住宅や家財等の財産について、その価格の概ね1/2以上の損害を受けた場合、所得制限の適用を除外します。

※ただし、令和7年8月の現況届の際に令和6年の所得が所得制限限度額以上だった場合は手当を返還いただくこととなります。

対象

- 各手当受給者世帯

地震・豪雨

③ 税金・減免・免除等に関すること

12 県立高等学校授業料等減免措置

県教育委員会事務局庶務課
☎ 076-225-1817

内容

- 保護者が災害により損害を受けた生徒に対して、授業料の減免、入学手数料及び入学検定手数料の免除をします。

対象

- 災害その他特別の事情のある場合において減免を必要とすると認められる方。

地震・豪雨

③ 税金・減免・免除等に関すること

13 石川県育英資金返還猶予

県教育委員会事務局庶務課
☎ 076-225-1816

内容

- 災害等により奨学金の返還が困難となった場合、相当の期間、返還を猶予することができます。

対象

- 災害等によって返還が困難となった方

③ 税金・減免・免除等に関すること

14 私立高等学校授業料等減免措置

在籍する各学校

内容

- 災害等により家計が急変した等の理由により授業料等の納付が困難な生徒を対象に、私立高等学校等において授業料等の減額、免除を行います。

対象

- 各学校において、減免等を必要とすると認める方

③ 税金・減免・免除等に関すること

15 大学等授業料等減免措置

在籍する各学校
(授業料担当窓口)

内容

- 災害により、家計が急変するなどした学生・生徒を対象に、一部の学校(大学、短期大学、大学院、高等専門学校)において、入学検定料や入学金、授業料の減免等を行います。

※具体的な基準や減免額などは、学校ごとに異なります。

対象

- 各学校において、減免等を必要とすると認める方

③ 税金・減免・免除等に関すること

16 ハロートレーニング
(公的職業訓練)ハローワーク能登
☎ 62-1242

内容

- 災害により離職した方が、再就職のための技能や知識を身につける必要がある場合、無料で職業訓練が受けられます。
- また、一定の要件を満たす場合、訓練期間中の生活を支援するための給付金が支給される制度もあります。

対象

- 災害により離職した方が、再就職のために職業訓練を受けて技能や知識を身につけることが必要で、かつその訓練を受けるために必要な能力等を有するなどの要件を満たしており、公共職業安定所長の受講あっせんを受けた方が対象です。

お問い合わせ

- 石川労働局 職業安定部 訓練課

詳細は、厚生労働省ホームページ
をご覧ください➡



③ 税金・減免・免除等に関すること

17 文化財補助金事業

教育委員会事務局
☎ 62-8537

内容

- 被害を受けた国指定文化財、県指定文化財、町指定文化財の復旧に関する補助

対象

- 被害を受けた国指定文化財、県指定等文化財、町指定文化財の所有者

③ 税金・減免・免除等に関すること

18 パスポート手数料の免除

石川県パスポートセンター
☎ 076-223-9109

内容

- 被災された方が次の要件に該当する場合は、申請時の申し出によりパスポートの発給手数料が免除されます。
- 要件(下記①～②をともに満たすこと)
 - ① 全壊、半壊、床上浸水の被害を受けた方
 - ② 災害救助法もしくは被災者生活再建支援法の適用市町(※)に住民票を有している、又は被災当時に被災地に住民票を有していた方(※)令和6年能登半島地震では県内全域が対象
- 免除期間
 - ・ 令和6年能登半島地震は…令和7年9月20日まで
 - ・ 令和6年奥能登豪雨は……令和7年9月20日まで
- 申請に必要な書類
 - ① 全壊、半壊、床上浸水の被災事実を証明するり災証明書の原本
 - ② 住民票の写し又は戸籍の附票(災害発生時の居住地を証明する書類)
 - ③ その他、通常の申請と同様
- 免除される金額:全額免除
10年間の旅券(16,000円)、5年間の旅券(11,000円)など

対象

- 令和6年能登半島地震により被害を受け、上記要件に該当する方

申請方法等、その他詳細については、
県ホームページをご覧ください➡





事業者関係

Business Operators

④ 事業者関係

1 小規模事業者持続化補助金＜災害支援枠＞
※申請期間についてはお問い合わせください。

内容

- 令和6年能登半島地震の被害を受けた小規模事業者の事業再建を支援するため、「被災区域」を対象とする本補助事業を実施し、商工会等の国が指定する支援機関の助言も受けながら災害からの事業の再建に向けた計画を事業者自ら作成し、作成した計画に基づいて行う事業再建の取組に要する経費の一部を補助するものです。
- 補助上限 200万円(自社の事業用資産に破損等の直接的な被害を受けた場合)
100万円(令和6年能登半島地震に起因して、売上げ減少の間接的な被害を受けた場合)
- 補助率 3分の2 (一定の要件を満たす場合、定額)

対象

- 補助対象者: 令和6年能登半島地震の被害を受けた小規模事業者
- 補助対象経費: 機械装置等の購入、店舗改装、広告掲載、展示会出展費用など

お問い合わせ

- 商工会管内の事業者 石川県商工会連合会 ☎ 076-268-7300
- 能登町商工会 ☎ 0768-62-0181

④ 事業者関係

1-1 石川県小規模事業者事業継続支援補助金

内容

- 国の「小規模事業者持続化補助金(災害支援枠)」に県が最大で100万円上乗せ補助を行います。
- 補助上限 100万円
- 補助率 3分の2

内容

- 補助対象者: 補助対象経費が300万円以上で国の小規模事業者持続化補助金(災害支援枠)の交付決定を受け、補助金の受取が完了した石川県内に事業所を有する小規模事業者

お問い合わせ

- 小規模事業者事業継続支援補助金事務局 ☎ 0120-110-464

④ 事業者関係

1-2 能登町小規模事業者
持続化補助金ふるさと振興課
☎ 62-8526

内容

- 令和6年能登半島地震により被害を受けた事業者が「小規模事業者持続化補助金〈災害支援枠〉」の交付を受けた場合に町が独自で上乘せ支援を行います。

- 補助上限 100万円

- 補助率 3分の2

対象

- 補助対象者: 国が実施する小規模事業者持続化補助金の交付を受けた事業者
- 補助対象経費: 国補助金の補助対象経費から国補助金の交付決定額を差し引いた額
- 補助対象経費: 国および県補助金の補助対象経費から、国および県補助金の交付決定額を差し引いた額 ※国補助金の補助対象経費が300万円を上回る場合

地震・豪雨

④ 事業者関係

2 石川県中小企業者持続化補助金〈災害支援枠〉
※申請期間についてはお問い合わせください。

内容

- 令和6年能登半島地震・奥能登豪雨の被害を受けた小規模事業者の事業再建を支援するため、「被災区域」を対象とする本補助事業を実施し、商工会等の国が指定する支援機関の助言も受けながら災害からの事業の再建に向けた計画を事業者自ら作成し、作成した計画に基づいて行う事業再建の取組に要する経費の一部を補助するものです。
- 補助上限 200万円(自社の事業用資産に破損等の直接的な被害を受けた場合)
100万円(令和6年能登半島地震に起因して、売上げ減少の間接的な被害を受けた場合)
- 補助率 2分の1 (一定の要件を満たす場合、定額)

対象

- 補助対象者: 石川県内に本社又は主たる事業場を有する中小企業者
※小規模事業者は補助対象外(国の「小規模事業者持続化補助金(災害支援枠)」をご活用ください)
- 補助対象経費: 機械装置等の購入、店舗改装、広告掲載、展示会出展費用など

お問い合わせ

- (公財)石川県産業創出支援機構 ☎ 076-267-5551

④ 事業者関係

2-1 能登町中小企業者持続化補助金

ふるさと振興課
☎ 62-8526

内容

- 令和6年能登半島地震・奥能登豪雨により被害を受けた事業者が「中小企業者持続化補助金（災害支援枠）」の交付を受けた場合に町が独自で上乗せ支援を行います。
- 補助上限 100万円 ● 補助率 3分の2

対象

- 補助対象者：石川県中小企業者持続化補助金（災害支援枠）の交付を受けた事業者
- 補助対象経費：県補助金の補助対象経費から県補助金の交付決定額を差し引いた額

④ 事業者関係

3 石川県なりわい
再建支援補助金

能登事業者支援センター
☎ 0120-262-380

能登町商工会
☎ 0768-62-0181

内容

- 令和6年能登半島地震・奥能登豪雨の被害を受けた石川県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等の工場・店舗などの施設、生産機械などの設備の復旧費用等を補助します。
- 補助上限 15億円 ● 補助率 4分の3（中堅企業等は、2分の1）

対象

- 補助対象者：令和6年能登半島地震の被害を受けた石川県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等
- 補助対象経費：工場・店舗などの施設、生産機械などの設備の復旧費用等

④ 事業者関係

3-1 能登町なりわい再建支援補助金

ふるさと振興課
☎ 62-8526

内容

- 令和6年能登半島地震・奥能登豪雨により被害を受けた事業者が「石川県なりわい再建支援補助金」の交付を受けた場合に町が独自で上乗せ支援を行います。
- 補助上限 100万円 ● 補助率 2分の1

対象

- 補助対象者：石川県なりわい再建支援補助金の交付を受けた事業者
- 補助対象経費：県補助金の補助対象経費から県補助金の交付決定額を差し引いた額

地震・豪雨

④ 事業者関係

4 石川県営業再開支援補助金

営業再開支援補助金事務局

☎ 0120-046-768

内容

- 令和6年能登半島地震・令和6年奥能登豪雨により被害を受けた事業者が行う営業再開の取組を支援します。
- 補助上限 300万円
- 補助率 (小規模事業者)3分の2、(中小企業者)2分の1

対象

- 補助対象者: (1)石川県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等であること
(2)市町による被害判定が「半壊以上」であること
(3)地元等での事業再建計画を策定すること
- 補助対象経費: 営業再開に必要な仮施設等の整備に係る経費
 - ・ 仮店舗用のコンテナハウス、トレーラーハウスの購入費
 - ・ 仮作業場・仮車庫の整備費
 - ・ 簡易な仮作業施設の建築費
 - ・ キッチンカー用の車両の購入費 等

地震・豪雨

④ 事業者関係

4-1 能登町営業再開支援補助金

ふるさと振興課

☎ 62-8526

内容

- 令和6年能登半島地震・奥能登豪雨により被害を受けた事業者が「石川県営業再開支援補助金」の交付を受けた場合に町が独自で上乗せ支援を行います。
- 補助上限 (小規模事業者)100万円、(中小企業者)50万円
- 補助率 (小規模事業者)3分の2、(中小企業者)2分の1

対象

- 補助対象者: 石川県が実施する営業再開支援補助金(県補助金)の交付を受けた事業者
- 補助対象経費: 県補助金の補助対象経費から県補助金の交付決定額を差し引いた額

④ 事業者関係

5 令和6年能登半島地震・奥能登豪雨災害対策特別融資

対 象	①セーフティネット保証4号(地震・豪雨の影響で売上▲20%) 又は ②り災証明等かつ施設・設備復旧の補助金交付決定 ※建物全半壊が明らかな場合は交付決定不要
資 金 使 途	設備資金、運転資金 ※新規融資のみ
限 度 額	1億円
期 間	10年以内(据置5年以内)
利 率	1.0%(当初5年間無利子)
信 用 保 証	必須(信用保証料免除) ※国の伴走支援型特別保証を利用
取 扱 期 間	令和6年2月28日～令和7年3月31日 ※保証申込期間

- 詳細は、石川県信用保証協会ホームページをご覧ください。
- 融資に関する件は、お取引金融機関へご相談ください。

詳細は、石川県信用保証協会
ホームページをご覧ください➡





各種相談

Consultation Services

⑤ 各種相談

1 金沢弁護士会による無料電話相談(復興支援ダイヤル)

内容

- 実施時間:平日10時～16時(12時～13時除く)

お問い合わせ

☎ 080-8995-9483 (担当弁護士から折り返し電話、相談料無料)

⑤ 各種相談

2 石川県司法書士会による無料電話相談

内容

- 空き家、成年後見、多重債務、破産、離婚・養育費問題、給与未払い等
- 実施時間:平日10時～16時

お問い合わせ

☎ 076-292-8133 (相談料無料)

⑤ 各種相談

3 日本司法書士会連合会による無料電話相談

内容

- 空き家、成年後見、多重債務、破産、離婚・養育費問題、給与未払い等
- 実施時間:平日10時～16時

お問い合わせ

☎ 0120-315-199 (通話料無料、相談料無料)

⑤ 各種相談

4 人権相談(法務局)

内容

- 差別や虐待、プライバシー侵害など、様々な人権問題について、法務局職員又は人権擁護委員が面談、電話又はインターネット(パソコン・携帯電話)で相談に応じます。相談は無料で、相談内容の秘密は厳守します。面談・電話による相談は平日午前8時30分から午後5時15分まで受け付けています。

お問い合わせ

- みんなの人権110番【全国共通人権相談ダイヤルです】
☎ 0570-003-110 (全国共通・ナビダイヤル)
- こどもの人権110番【いじめ、虐待など子どもの人権問題に関する専用相談電話です】
☎ 0120-007-110 (全国共通・フリーダイヤル)
- 女性の人権ホットライン【セクシュアル・ハラスメント、DVなど女性の人権問題に関する専用相談電話です】
☎ 0570-070-810 (全国共通・ナビダイヤル)
- インターネット人権相談受付窓口
<http://www.jinken.go.jp/> (パソコン、携帯電話、スマートフォン共通)
- 外国語人権相談ダイヤル (Foreign language Human Rights Hotline)
☎ 0570-090-911 (全国共通・ナビダイヤル)



↑詳細は、法務省
ホームページを
ご覧ください

⑤ 各種相談

5 いしかわ性暴力被害者支援センター
「パープルサポートいしかわ」

内容

- 性暴力被害に関する相談(電話相談・面接相談・メール相談)

お問い合わせ

【相談時間】 月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)

※ただし、緊急医療などの緊急を要するご相談は24時間365日対応

【電話番号】 #8891

- NTTひかり電話からは ☎ 0120-889-177 へおかけください。
- 上記電話が繋がらない場合は ☎ 076-223-8955 へおかけください。
- 緊急の場合は電話相談をご利用ください。

【メール】 purplesupport.8955@pref.ishikawa.lg.jp

⑤ 各種相談

6 石川県配偶者暴力相談支援センター

内容

- DVに関する相談（電話相談・面接相談）

お問い合わせ

- 電話相談 【相談時間】 月～金 9:00～17:00（祝日・年末年始を除く）
土日祝・年末年始 9:00～16:00
【電話番号】 076-221-8740
- 面接相談 【相談時間】 月～金 9:00～17:00（祝日・年末年始を除く）
【電話番号】 #8008 ※左記電話がつかない場合、☎076-223-8655へおかけください。

⑤ 各種相談

7 石川県女性相談支援センター

内容

- 女性が抱えている様々な悩みについての相談（電話相談・面接相談）

お問い合わせ

- 電話相談 【相談時間】 月～金 9:00～11:30、13:00～16:30（祝日・年末年始を除く）
【電話番号】 076-208-3304

⑤ 各種相談

8 児童に関する相談

内容

- 被災した児童への心のケア、孤児・遺児へのケアなどに関し、児童相談所の児童心理司等が相談に応じます。

お問い合わせ

- 七尾児童相談所 ☎ 0767-53-0811
【相談時間】 月～金（祝日・年末年始を除く）8:30～17:45

⑤ 各種相談

9 外国人のための無料相談

内容

- 日本での生活で困っていること、家庭や職場でのトラブル、在留資格に関することなど情報提供及び相談を多言語で行っています。
- 生活相談
 - 相談方法：対面、電話、メール
 - 相談時間：月～金（祝日、年末年始を除く） 9:15 ～ 17:00
 - 対応言語：英語、韓国語、中国語、ポルトガル語、ロシア語、ベトナム語（火・木）、インドネシア語（木）
のほか、翻訳機を介して31言語に対応
- 専門家相談
 - 相談方法：対面、オンライン
 - 相談時間：【行政書士】毎月第1木曜・第4木曜 13:00 ～ 14:00
【弁護士】毎月第3木曜 13:00 ～ 14:00
 - 対応言語：英語、韓国語、中国語、ポルトガル語、ロシア語、インドネシア語、ベトナム語ほか
 - 申込方法：事前申込必要（電話またはメール、Googleフォームで申込み）

お問い合わせ

- 公益財団法人石川県国際交流協会
〒920-0853 金沢市本町1-5-3 リファール3階 ☎ 076-262-5932
E-Mail:kikaku3@ifie.or.jp

⑤ 各種相談

10 能登町なんでも相談「カナリア」

内容

- 家庭教育に関する悩み、夫・妻・パートナーからの暴力など、一人で抱え込まないで、ご相談ください。
- 相談日時 毎週火・木曜日 午前10時～午後2時
※ 祝日、年末年始、お盆時期はお休みいたします。
- 相談方法 電話相談 ☎ 0768-76-2874

⑤ 各種相談

11 「からだ」と「こころ」の健康相談

内容

- 被災により、「持病が悪化しないか不安」、「自宅に閉じこもりがち」、「眠れない」など体調や気分がすぐれない方の電話等相談をお受けします。
- 被災者やその家族の皆様、また被災者を支援する方など、どなたでもご相談いただくことができます。

お問い合わせ

- 健康全般に関するご相談・石川県健康福祉部健康推進課 ☎ 076-225-1458
【相談時間】 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）9:00～17:45
- こころの健康に関するご相談・石川こころのケアセンター ☎ 0120-333-247
【相談時間】 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）9:00～17:00
- 能登町健康福祉課（健康全般・こころの健康などに関するご相談）
【相談時間】 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）8:30～17:15 ☎ 62-8514

⑤ 各種相談

12 妊娠・出産・子育てに関する相談

内容

- 妊娠・出産・子育てにまつわることでお悩みを抱える方に対し、相談支援を行います。相談は無料です。

お問い合わせ

- いしかわ妊娠相談ダイヤル（※妊娠にまつわる相談）
【相談時間】
電話、メール：月曜日～土曜日 9:30～12:30
火曜日（夜間） 18:00～21:00 ※日曜、祝日、年末年始を除く
電話番号：076-238-8827
メール：preg-110@pref.ishikawa.lg.jp
SNS：「アカウント名」いしかわ妊娠相談 「LINE ID」@247cjbjr 年中無休 15:00～21:00
- 子育て・女性健康支援センター石川（※妊娠・出産・子育てにまつわる相談）
【相談時間】 月曜日～金曜日 10:00～15:00 ☎ 080-3740-4512
- 能登町健康福祉課（母子手帳交付・乳児訪問・乳幼児健診・町外での子どもの予防接種など）
【相談時間】 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）8:30～17:15 ☎ 62-8514



↑LINE
公式アカウント

⑤ 各種相談

13 消費生活相談

内容

- 令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨に関する消費者トラブルの未然防止や解決支援のための相談を県消費生活支援センターの専用ダイヤルで受け付けています。

※なお地震関連以外のものは、消費者ホットライン(局番なし188)へ電話ください。

お問い合わせ

- 石川県消費生活支援センター 能登半島地震及び大雨関連消費者相談専用ダイヤル
 - 専用ダイヤル ☎ 076-255-2319
 - 受付時間 平 日 午前9時～午後5時
土曜日 午前9時～午後12時30分

⑤ 各種相談

14 被災ペット相談

内容

- 今回の令和6年能登半島地震により被災された方のペットに関する相談窓口を設け、ご相談を受け付けています。ペットの飼い主でお困りの方、お困りの飼い主が周りにいらっしゃる場合はお問い合わせください。

支援内容

- ① 仮設住宅等でのペットの飼い方に悩んでいる
- ② 迷子になったペットが見つからない
- ③ ペットを飼い続けることが難しい
- ④ ペットの健康相談に関すること 等

お問い合わせ

- ペットの迷子や保護、飼育に必要な物資不足等に関すること
⇒ いしかわ動物愛護センター能登北部担当 ☎ 0768-22-2028
- 避難所でのペットの飼育、ペットの健康相談等に関すること
⇒ 令和6年能登半島地震動物対策本部 ☎ 076-213-5788

⑤ 各種相談

15 いしかわ就職・定住総合サポートセンター（ILAC）

内容

- いしかわ就職・定住総合サポートセンター（ILAC）は、石川県で就職・転職したい方の様々なニーズに応えるためのワンストップのサポートセンターです。専門のスタッフが仕事探しのお手伝いをするほか、就職活動の方法や悩み事にもきめ細かなアドバイスを行います。

● 利用できる方

県内での就職・転職を希望する方（若者・女性・社会人など）

お問い合わせ

< 学生や35歳未満の若者 >

- ジョブカフェ石川 ☎ 076-235-4513

< 再就職を希望する女性の方 >

- 女性ジョブサポート石川 ☎ 076-231-3149

< 在職者・転職希望の方 >

- UIターンサポート石川 ☎ 076-235-4540

⑤ 各種相談

16 労働相談

内容

- 石川県職業能力開発プラザでは労働問題一般についての相談を行っています。
- 労働者、事業主の皆さんからの相談に専門の相談員が公正中立な立場で、アドバイスします。相談は無料で、相談内容等の秘密は厳守されます。

お問い合わせ

- 石川県職業能力開発プラザ ☎ 076-261-1400

⑤ 各種相談

17 中小企業・小規模事業者の相談窓口

内容

- 被災事業者の事業継続に向けた経営相談、施設復旧・資金繰り・雇用維持等に関する支援策の活用など様々な相談にワンストップで対応します。

お問い合わせ

- 金沢事業者支援センター ☎ 0120-867-100
受付時間 10:00 ~ 17:00 (土日祝を除く)
- 能登事業者支援センター ☎ 0120-262-380
受付時間 10:00 ~ 17:00 (土日祝を除く)

以下の支援機関においても相談を受け付けています。

- 石川県産業創出支援機構 ☎ 076-267-1244
- 石川県よろず支援拠点 ☎ 076-267-6711
- 石川県商工会連合会 ☎ 076-268-7300
- 石川県商工会議所連合会 ☎ 076-263-1151
- 石川県信用保証協会 ☎ 076-222-1550
- 石川県商工労働部経営支援課 ☎ 076-225-1525

※各商工会、商工会議所などでも相談を受け付けています。



Others

⑥ その他

1 災害ボランティアの依頼

内容

- 震災による自宅の後片付けや荷物の運び出しなどでお困りの方はご利用ください。

依頼方法

- 能登町災害ボランティアセンター
- 受付時間 平日 9時 ~ 16時 ☎ 080-7843-2042



ご利用にあたっての諸注意

- 専門的技術を要することや危険を伴う作業などご要望に応えられない場合もあります。
- ボランティアの参加人数や天候によっては、ご要望に応えられない場合もあります。

⑥ その他

2 インターネットによる被災者支援情報の発信



↑
町ホームページ



↑
LINE(町)

LINE(県)では、避難所以外の場所にいる方の情報登録を受け付けています。登録いただいた方の状況に合わせた支援の情報をお届けします。



↑
県ホームページ



↑
LINE(県)



↑
X



↑
Instagram

石川県庁における電話相談窓口一覧

内 容	窓 口		電 話 番 号	対 応 時 間
仮設住宅(民間賃貸含む)への入居、住宅再建に関すること	土木部建築住宅課		076-225-1777	9:00~17:45
生活費などお金に関すること	健康福祉部厚生政策課		076-225-1478	9:00~17:45
	石川県社会福祉協議会		076-208-3503	
医療に関すること	健康福祉部医療対策課		076-225-1431	9:00~17:45
健康に関すること	健康福祉部健康推進課		076-225-1458	9:00~17:45
子育て支援に関すること	健康福祉部少子化対策監室		076-225-1447	9:00~17:45
高齢者福祉に関すること	健康福祉部長寿社会課		076-225-1487	9:00~17:45
障害のある方の福祉に関すること	健康福祉部障害保健福祉課		076-225-1426	9:00~17:45
県税に関すること	総務部税務課		076-225-1271	9:00~17:45
教育に関すること	教育委員会事務局学校指導課		076-225-1826	9:00~17:45
事業者の支援に関すること (補助金・融資・雇用維持等)	金沢事業者支援センター		0120-867-100	10:00~17:00
	能登事業者支援センター		0120-262-380	
雇用・就労に関すること	いしかわ就職・定住 総合サポートセンター (ILAC)		076-235-4540	9:00~18:00 (月~土)
農林漁業者の支援に関すること ※農林総合事務所でも相談を受け付けています	農業	JAのと本店	0120-338-250	9:00~17:00
		JA内浦町営農経済課(火・金)	0120-338-560	
		七尾市役所本庁舎	0767-53-8005	
		志賀町役場本庁舎	0767-32-9221	
		石川県珠洲農林事務所	0120-338-760	
		石川県農業会館	0120-338-633	
	林業	農林水産部森林管理課	076-225-1643	9:00~17:45
	漁業	石川県漁業協同組合(本所)	076-268-1410	9:00~18:00
消費者トラブルに関すること	消費生活支援センター		076-255-2319	(平日) 9:00~17:00 (土曜) 9:00~12:30
多言語相談に関すること	石川県国際交流協会		076-262-5932	8:30~17:15
性暴力・DV・女性の様々なお悩みに関すること	いしかわ性暴力被害者支援センター		#8891	8:30~17:15
	石川県配偶者暴力相談支援センター		#8008	9:00~17:00
	石川県女性相談支援センター		076-208-3304	9:00~16:30

住まいに関する
こと

生活資金に関する
こと

税金・減税・免除等に関する
こと

事業者関係

各種相談

その他

住まいの再建支援制度について

※各支援額は一例です。支援制度にはそれぞれ対象要件などがあります。

(単位:万円)

り災証明書のり災区分	全壊			大規模半壊			頁
住宅再建の方法	建設・購入	補修	賃貸・その他	建設・購入	補修	賃貸・その他	
被災者生活再建支援金（国）（※１）							27
①基礎支援金	100	100	100	50	50	50	
②加算支援金	200	100	50	200	100	50	
地域福祉推進支援臨時特例給付金（※２）							28
①住宅再建支援（※３）【最大】	200	200	100	200	200	100	
②家財	50	50	50	50	50	50	
③自動車（※４）	50	50	50	50	50	50	
義援金の配分（県）							32
①全住民一律	5	5	5	5	5	5	
②１～４次配分	180	180	180	135	135	135	
義援金の配分（町）（※５）	3	3	3	3	3	3	33
被災者応援給付金（町）（※５）	3	3	3	3	3	3	33
被災住宅の応急修理（※６）【最大】		70.6			70.6		3
住宅復旧支援事業補助金（町）（※７）							4
定住住宅助成金（町）（※８）【最大】	300			300			11
合 計（最大）	1,091	761.6	541	996	666.6	446	
自宅再建利子助成事業（※９）【最大】	300			300			17

(単位:万円)

り災証明書のり災区分	中規模半壊			半壊			頁
住宅再建の方法	建設・購入	補修	賃貸・その他	建設・購入	補修	賃貸・その他	
被災者生活再建支援金(国)(※1)							27
①基礎支援金							
②加算支援金	100	50	25	100	50	25	
地域福祉推進支援臨時特例給付金(※2)							28
①住宅再建支援(※3)【最大】	200	200	100	200	200	100	
②家財	50	50	50	50	50	50	
③自動車(※4)	50	50	50	50	50	50	
義援金の配分(県)							32
①全住民一律	5	5	5	5	5	5	
②1～4次配分	90	90	90	45	45	45	
義援金の配分(町)(※5)	3	3	3	3	3	3	33
被災者応援給付金(町)(※5)	3	3	3	3	3	3	33
被災住宅の応急修理(※6)【最大】		70.6			70.6		3
住宅復旧支援事業補助金(町)(※7)							4
定住住宅助成金(町)(※8)【最大】	300			300			11
合 計 (最大)	801	521.6	326	756	476.6	281	
自宅再建利子助成事業(※9)【最大】	300			300			17

(※1)1人世帯の場合は3/4の額を支給

(※2)①～⑦のいずれかに該当 ①高齢者や障害者がいる世帯 ②住民税非課税世帯 ③住民税均等割のみ課税世帯
すること。 ④家計急変世帯業した方がいる世帯 ⑤児童扶養手当受給世帯 ⑥離職、廃業 ⑦一定のローン残高がある世帯

(※3)能登北部6市町で再建した場合に限る (※4)被災した自動車を永久抹消(廃車)していること (※5)町民1人につき一律額が支給

(※6)修理業者に直接支払 (※7)50万円以上の修繕・リフォーム工事を行った世帯が対象。準半壊は最大30万円、一部損壊は定額15万円

(※8)助成金=対象費用×助成率(基本率+加算率)。但し新築住宅:最大300万円、中古購入:最大100万円

(※9)子育て世帯や一定の収入要件を満たす世帯(但し※2の交付金の給付を受けた場合は対象外)

地震

(単位:万円)

り災証明書のり災区分	準半壊			一部損壊			頁
住宅再建の方法	建設・購入	補修	賃貸・その他	建設・購入	補修	賃貸・その他	
被災者生活再建支援金(国)(※1)							27
①基礎支援金							
②加算支援金							
地域福祉推進支援臨時特例給付金(※2)							28
①住宅再建支援(※3)【最大】							
②家財							
③自動車(※4)							
義援金の配分(県)							32
①全住民一律	5	5	5	5	5	5	
②1～4次配分	35	35	35	10	10	10	
義援金の配分(町)(※5)	3	3	3	3	3	3	33
被災者応援給付金(町)(※5)	3	3	3	3	3	3	33
被災住宅の応急修理(※6)【最大】		34.3					3
住宅復旧支援事業補助金(町)(※7)		30			15		4
定住住宅助成金(町)(※8)【最大】	300			300			11
合 計 (最大)	346	110.3	46	321	36	21	
自宅再建利子助成事業(※9)【最大】							17

豪雨

住まいの再建支援制度について

(単位:万円)

り災証明書のり災区分	全 壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半 壊	準 半 壊	一部損壊		頁
						床上 浸水	・ 床 下の 浸水 他	
被災者生活再建支援金（国）（※1）								
①基礎支援金	100	50						27
②加算支援金（最大）	200	200	100	100				
義援金の配分（県）	180	135	90	45	35	10	5	34
義援金の配分（町）	50	35	25	15	10	10	5	
被災住宅の応急修理（※6）【最大】	71.7	71.7	71.7	71.7	34.8			3
住宅復旧支援事業補助金（町）（※7）					30	15	15	4
定住住宅助成金（町）（※8）【最大】	300	300	300	300	300	300	300	11
自宅再建利子助成事業（※9）【最大】	300	300	300	300				17

もらえるお金の目安

り災証明書のり災区分	積算	全壊（半壊以上で解体した場合も含む）						
住宅再建の方法	・2人世帯 ・65歳以上の世帯員がいる	新築 4,000万円	新築 3,000万円	新築 1,500万円	中古住宅 550万円	中古住宅 450万円	中古住宅 350万円	中古住宅 150万円
被災者生活再建支援金(国)								
①基礎支援金		100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
②加算支援金		200万円	200万円	200万円	200万円	200万円	200万円	200万円
地域福祉推進支援臨時特例給付金								
①住宅再建支援		200万円	200万円	200万円	200万円	200万円	150万円	0万円
②家財		50万円	50万円	50万円	50万円	50万円	50万円	50万円
③自動車								
義援金の配分(県)								
①全住民一律	5万円×2名	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
②1～4次配分		180万円	180万円	180万円	180万円	180万円	180万円	180万円
義援金の配分(町)	3万円×2名	6万円	6万円	6万円	6万円	6万円	6万円	6万円
被災者応援給付金(町)	3万円×2名	6万円	6万円	6万円	6万円	6万円	6万円	6万円
被災住宅の応急修理								
住宅復旧支援事業補助金(町)								
定住住宅助成金(町)※1	助成率 9% ※2	300万円	270万円	135万円	49.5万円	0万円	0万円	0万円
合 計		1,052万円	1,022万円	887万円	801.5万円	752万円	702万円	552万円

り災証明書のり災区分	積算	大規模半壊						
住宅再建の方法	・2人世帯 ・65歳以上の世帯員がいる	中古住宅 550万円	中古住宅 450万円	中古住宅 350万円	中古住宅 150万円	補修 800万円	補修 400万円	補修 300万円
被災者生活再建支援金(国)								
①基礎支援金		50万円	50万円	50万円	50万円	50万円	50万円	50万円
②加算支援金		200万円	200万円	200万円	200万円	100万円	100万円	100万円
地域福祉推進支援臨時特例給付金								
①住宅再建支援		200万円	200万円	150万円	0万円	200万円	200万円	129.4万円
②家財		50万円	50万円	50万円	50万円	50万円	50万円	50万円
③自動車								
義援金の配分(県)								
①全住民一律	5万円×2名	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
②1～4次配分		135万円	135万円	135万円	135万円	135万円	135万円	135万円
義援金の配分(町)	3万円×2名	6万円	6万円	6万円	6万円	6万円	6万円	6万円
被災者応援給付金(町)	3万円×2名	6万円	6万円	6万円	6万円	6万円	6万円	6万円
被災住宅の応急修理						70.6万円	70.6万円	70.6万円
住宅復旧支援事業補助金(町)								
定住住宅助成金(町)※1	助成率 9% ※2	49.5万円	0万円	0万円	0万円			
合 計		706.5万円	657万円	607万円	457万円	627.6万円	627.6万円	557万円

り災証明書のり災区分	積算	中規模半壊						
住宅再建の方法	・2人世帯 ・65歳以上の世帯員がいる	中古住宅 550万円	中古住宅 450万円	中古住宅 350万円	中古住宅 150万円	補修 500万円	補修 300万円	補修 200万円
被災者生活再建支援金(国)								
①基礎支援金								
②加算支援金		100万円	100万円	100万円	100万円	50万円	50万円	50万円
地域福祉推進支援臨時特例給付金								
①住宅再建支援		200万円	200万円	200万円	50万円	200万円	179.4万円	79.4万円
②家財		50万円	50万円	50万円	50万円	50万円	50万円	50万円
③自動車								
義援金の配分(県)								
①全住民一律	5万円×2名	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
②1～4次配分		90万円	90万円	90万円	90万円	90万円	90万円	90万円
義援金の配分(町)	3万円×2名	6万円	6万円	6万円	6万円	6万円	6万円	6万円
被災者応援給付金(町)	3万円×2名	6万円	6万円	6万円	6万円	6万円	6万円	6万円
被災住宅の応急修理						70.6万円	70.6万円	70.6万円
住宅復旧支援事業補助金(町)								
定住住宅助成金(町)※1	助成率 9% ※2	49.5万円	40.5万円	31.5万円	0万円			
合 計		511.5万円	502.5万円	493.5万円	312万円	482.6万円	462万円	362万円

り災証明書のり災区分	積算	半 壊						
住宅再建の方法	・2人世帯 ・65歳以上の 世帯員がいる	中古住宅 550万円	中古住宅 400万円	中古住宅 350万円	中古住宅 150万円	補修 500万円	補修 300万円	補修 200万円
被災者生活再建支援金(国)								
①基礎支援金								
②加算支援金		100万円	100万円	100万円	100万円	50万円	50万円	50万円
地域福祉推進支援臨時特例給付金								
①住宅再建支援		200万円	200万円	200万円	50万円	200万円	179.4万円	79.4万円
②家財		50万円	50万円	50万円	50万円	50万円	50万円	50万円
③自動車								
義援金の配分(県)								
①全住民一律	5万円×2名	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
②1～4次配分		45万円	45万円	45万円	45万円	45万円	45万円	45万円
義援金の配分(町)	3万円×2名	6万円	6万円	6万円	6万円	6万円	6万円	6万円
被災者応援給付金(町)	3万円×2名	6万円	6万円	6万円	6万円	6万円	6万円	6万円
被災住宅の応急修理						70.6万円	70.6万円	70.6万円
住宅復旧支援事業補助金(町)								
定住住宅助成金(町)※1	助成率 9% ※2	49.5万円	36万円	31.5万円	0万円			
合 計		466.5万円	453万円	448.5万円	267万円	437.6万円	417万円	317万円

り災証明書のり災区分	積算	準 半 壊					
住宅再建の方法	・2人世帯 ・65歳以上の 世帯員がいる	中古住宅 450万円	中古住宅 350万円	中古住宅 150万円	補修 200万円	補修 100万円	補修 50万円
被災者生活再建支援金(国)							
地域福祉推進支援臨時特例給付金							
義援金の配分(県)							
①全住民一律	5万円×2名	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
②1～4次配分		35万円	35万円	35万円	35万円	35万円	35万円
義援金の配分(町)	3万円×2名	6万円	6万円	6万円	6万円	6万円	6万円
被災者応援給付金(町)	3万円×2名	6万円	6万円	6万円	6万円	6万円	6万円
被災住宅の応急修理					34.3万円	34.3万円	34.3万円
住宅復旧支援事業補助金(町)					30万円	30万円	15.7万円
定住住宅助成金(町)※1	助成率 9% ※2	40.5万円	31.5万円	13.5万円			
合 計		97.5万円	88.5万円	70.5万円	121.3万円	121.3万円	107万円

り災証明書のり災区分	積算	一 部 損 壊					
住宅再建の方法	・2人世帯 ・65歳以上の 世帯員がいる	中古住宅 450万円	中古住宅 350万円	中古住宅 150万円	補修 200万円	補修 100万円	補修 50万円
被災者生活再建支援金(国)							
地域福祉推進支援臨時特例給付金							
義援金の配分(県)							
①全住民一律	5万円×2名	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
②1～4次配分		10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
義援金の配分(町)	3万円×2名	6万円	6万円	6万円	6万円	6万円	6万円
被災者応援給付金(町)	3万円×2名	6万円	6万円	6万円	6万円	6万円	6万円
被災住宅の応急修理							
住宅復旧支援事業補助金(町)					15万円	15万円	15万円
定住住宅助成金(町)※1	助成率 9% ※2	40.5万円	31.5万円	13.5万円			
合 計		72.5万円	63.5万円	45.5万円	47万円	47万円	47万円

〈定住住宅助成金(町)〉

※1 中古住宅とは、「能登町ふるさと空き家情報」に登録された住宅に限る。

※2 基礎率4%+高齢者世帯加算1%+マイナンバーカード所有加算1%+在住者(移住者)加算3%

(その他、子ども加算・若者世帯加算・ひとり親世帯加算などの加算要件があります)

生活再建に向けた支援ガイドブック

第2版

令和7年4月1日発行

編集・発行／能登町復興推進課

〒927-0492 石川県鳳珠郡能登町字宇出津ト字50番地1

電 話／0768-62-8529

ホームページ／<https://www.town.noto.lg.jp/>

開 庁 時 間／8時30分～17時15分(土曜・日曜・祝日および年末年始は除く)

